

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p style="text-align: center;">射水市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">「第1編 総則」</p> <p style="text-align: center;">射水市防災会議</p>	<div data-bbox="1794 204 2114 384" style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>凡例</p> <p><u>下線</u> 修正箇所</p> </div> <p style="text-align: center;">射水市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">「第1編 総則」</p> <p style="text-align: center;">射水市防災会議</p>	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第1編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第1編 総則 第1節（略）	第1編 総則 第1節（略）	
第2節 防災の基本方針 1（略）	第2節 防災の基本方針 1（略）	
2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (1)～(4)（略）	2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (1)～(4)（略）	
(5) 被災者の救援のために、安全な避難所への誘導、避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の捜索等、各種の被災者救援活動を行う。	(5) 被災者の救援のために、安全な避難所への誘導、避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の捜索等、各種の被災者救援活動や福祉的な支援を行う。	富山県地域防災計画を踏まえて修正
(6)～(7)（略）	(6)～(7)（略）	
3（略）	3（略）	
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
第1 防災関係機関等の責務 1 市	第1 防災関係機関等の責務 1 市	
(1)（略）	(1)（略）	
(2) 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、発生した災害に適切に対応するとともに、業務を継続するため業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続体制を確保する。	(2) 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、発生した災害に適切に対応するとともに、業務を継続するため業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続体制を確保する。 <u>あわせて、国土強靱化基本計画や過去の災害から得られた教訓、災害対応の検証結果を踏まえ、防災に関する計画を作成、修正し、防災関係機関・住民等へ周知することにより災害対応の実効性向上に努める。</u>	富山県地域防災計画、防災基本計画を踏まえて修正
(3)（略）	(3)（略）	
(4) 各種ハザードマップ等による住民への危険性の周知徹底、避難体制の整備を図る。	(4) 各種ハザードマップ等による住民への危険性の周知徹底やガイドライン・計画等に基づく適切な避難方法の普及等により、避難体制の整備を図る。	富山県地域防災計画を踏まえて修正

射水市地域防災計画 新旧対照表 第1編

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)		備 考
(5)～(7) (略)		(5)～(7) (略)		
<u>(新設)</u>		<u>(8) 関係機関が一体となった防災対策を推進するため、公共的団体又は民間の団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等についての認識を共有し、個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるとともに、災害応急対策又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図る。</u>		防災基本計画を踏まえて修正
2 県 (略)		2 県 (略)		
3 防災関係機関 (1)～(4) (略)		3 防災関係機関 (1)～(4) (略)		
【指定地方行政機関】		【指定地方行政機関】		富山県地域防災計画を踏まえて修正
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
大阪航空局 小松空港事務所	(1) <u>災害時における富山空港の措置に関すること。</u> (2) <u>航空災害の防止対策及び応急措置に関すること。</u>	大阪航空局 小松空港事務所	(1) <u>空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関すること</u> <u>(削除)</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	中部管区行政評価局 (富山行政監視行政相談センター)	(1) <u>被災者への生活支援情報の提供</u> (2) <u>専用電話を備えた相談窓口の開設</u> (3) <u>特別行政相談所の開設</u>	
【指定公共機関】		【指定公共機関】		用語の統一 富山県地域防災計画を踏まえて修正
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>西日本電信電話株式会社</u>	(1) 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 (2) 災害時における緊急通話の確保に関すること。	<u>NTT 西日本株式会社</u>	(1) 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 (2) 災害時における緊急通話の確保に関すること。	
(略)	(略)	(略)	(略)	
関西電力株式会社北陸支社	(1) 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 (2) <u>災害時における電力融通に関すること。</u>	関西電力株式会社北陸支社	(1) 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 <u>(削除)</u>	
関西電力送配電株式会社北陸電力本部	(1) 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 (2) 災害時における電力融通に関すること。	関西電力送配電株式会社北陸本部	(1) 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 (2) 災害時における電力融通に関すること。	
(略)	(略)	(略)	(略)	
第2 (略)		第2 (略)		

射水市地域防災計画 新旧対照表 第1編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第4節 計画の前提条件と災害記録 1～2（略）	第4節 計画の前提条件と災害記録 1～2（略）	
3 社会的条件 (1)～(5)（略）	3 社会的条件 (1)～(5)（略）	
(6) 要配慮者の増加 高齢者（とりわけ一人暮らしの高齢者）、障がい者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。	(6) 要配慮者の増加 著しい高齢化の進行による高齢者（とりわけ一人暮らしの高齢者）の増加に加え、障がい者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、福祉的な支援の充実や要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。	富山県地域防災計画を踏まえて修正
(7)（略）	(7)（略）	
4（略）	4（略）	
第5節 災害想定と危険性 災害の種類は、台風、大雨を要因とする風水害のように、ある程度予測可能な災害と、地震、大火災、などのように、ほとんど予測できない災害に大別することができる。 地震については、1858年（安政5年）飛越地震により住家等の倒壊、地割れ、噴水、噴泥等の多大な被害を受けた。 富山県内には、呉羽山断層帯、跡津川断層帯、牛首断層帯など多数の活断層がある。 また、県外においても過去に県内に被害をもたらした活断層も多く、内陸型地震が起きる可能性は否定できないため、県が行った地震調査研究事業の結果や地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、内陸型地震が発生した場合の災害想定を行う。 津波災害については、県が行った津波シミュレーション調査結果による災害想定に基づき、対策を推進する。 風水害については、本市の地形的、気象的条件や過去において発生した災害の特質を勘案し災害想定を行う。 原子力災害については、北陸電力志賀原子力発電所における過酷事故を想定し、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を中心に対策を検討する。	第5節 災害想定と危険性 災害の種類は、台風、大雨を要因とする風水害のように、ある程度予測可能な災害と、地震・液状化、大火災、などのように、ほとんど予測できない災害に大別することができる。 地震については、1858年（安政5年）飛越地震により住家等の倒壊、地割れ、噴水、噴泥等の多大な被害を受けた。 富山県内には、呉羽山断層帯、跡津川断層帯、牛首断層帯など多数の活断層がある。 また、県外においても過去に県内に被害をもたらした活断層も多く、内陸型地震が起きる可能性は否定できないため、県が行った地震調査研究事業の結果や地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、内陸型地震が発生した場合の災害想定を行う。 津波災害については、県が行った津波シミュレーション調査結果による災害想定に基づき、対策を推進する。 風水害については、本市の地形的、気象的条件や過去において発生した災害の特質を勘案し災害想定を行う。 原子力災害については、北陸電力志賀原子力発電所における過酷事故を想定し、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を中心に対策を検討する。	防災基本計画を踏まえて修正
1 地震	1 地震	
(1) 活断層	(1) 活断層	富山県地域

射水市地域防災計画 新旧対照表 第1編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																												
<p>断層とは、ある面を境として両側にずれのみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。活断層は、地震の発生源となりうるものであり、その存在は重要視されている。</p> <p>全国の主要な活断層については、<u>文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」）において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表している。</u></p> <p>なお、県外で発生した地震においても、平成7年の阪神淡路大震災（震度3）、平成19年の能登半島地震（震度5弱）、平成23年の東日本大震災（震度3）を観測しており、県外で起きる地震についても危険性を考慮する必要がある。</p>	<p>断層とは、ある面を境として両側にずれのみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。活断層は、地震の発生源となりうるものであり、その存在は重要視されている。</p> <p>全国の<u>陸域の主要な活断層や、日本海側の海域の主要な活断層</u>については、<u>国の地震調査研究推進本部が長期評価を実施し、陸域の主要な活断層については活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を、日本海側の海域の主要な活断層については場所及び規模を</u>評価し、随時公表している。</p> <p>なお、県外で発生した地震においても、平成7年の阪神淡路大震災（震度3）、平成19年の能登半島地震（震度5弱）、平成23年の東日本大震災（震度3）を観測しており、県外で起きる地震についても危険性を考慮する必要がある。</p>	<p>防災計画を踏まえて修正</p>																																												
<p>(2) 富山県にかかわる活断層の地震評価</p> <p>地震調査研究推進本部は、全国の主要な113の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等を評価している。</p> <p>地震発生確率では、砺波平野断層帯東部、呉羽山断層帯及び森本・富樫断層帯は「<u>高いグループ</u>」、砺波平野断層帯西部、魚津断層帯及び邑知潟断層帯は「<u>やや高いグループ</u>」に属する。（30年以内の地震発生確率が3%以上は「高いグループ」、0.1%以上～3%未満を「<u>やや高いグループ</u>」としている。）</p>	<p>(2) 富山県にかかわる活断層の地震評価</p> <p>地震調査研究推進本部は、全国の主要な113の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等を評価している。</p> <p>地震発生確率では、砺波平野断層帯東部、呉羽山断層帯及び森本・富樫断層帯は「<u>Sランク（高い）</u>」、砺波平野断層帯西部、魚津断層帯及び邑知潟断層帯は「<u>Aランク（やや高い）</u>」に属する。（30年以内の地震発生確率が3%以上は「<u>Sランク（高い）</u>」、0.1%以上～3%未満を「<u>Aランク（やや高い）</u>」としている。）</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正</p>																																												
<p>【長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部）】</p> <table border="1" data-bbox="174 1141 1019 1465"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>地震規模</th> <th>地震発生確率 (30年内)</th> <th>平均活動間隔</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉羽山断層帯</td> <td>M7.4</td> <td>ほぼ0～5%</td> <td>3000年～ 5000年程度</td> <td>約3500年前 ～7世紀</td> </tr> <tr> <td>砺波平野断層帯 東部 (高清水断層)</td> <td>M7.0</td> <td>0.04～6%</td> <td>3000年～ 7000年程度</td> <td>約4300年前 ～3700年前</td> </tr> <tr> <td>砺波平野断層帯 西部 (石動、法林寺断層)</td> <td>M7.2</td> <td>ほぼ0～2% 若しくはそれ以上</td> <td>約6000年 ～12000年 若しくはそれ以下</td> <td>約6900年前 ～2700年前</td> </tr> </tbody> </table>	活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期	呉羽山断層帯	M7.4	ほぼ0～5%	3000年～ 5000年程度	約3500年前 ～7世紀	砺波平野断層帯 東部 (高清水断層)	M7.0	0.04～6%	3000年～ 7000年程度	約4300年前 ～3700年前	砺波平野断層帯 西部 (石動、法林寺断層)	M7.2	ほぼ0～2% 若しくはそれ以上	約6000年 ～12000年 若しくはそれ以下	約6900年前 ～2700年前	<p>【長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部）】</p> <table border="1" data-bbox="1068 1141 1912 1465"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>地震規模</th> <th><u>主な活断層 における 相対的評価**1</u></th> <th>地震発生確率 (30年内)</th> <th>平均活動間隔</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉羽山断層帯</td> <td>M7.4</td> <td><u>S</u></td> <td>ほぼ0～5%</td> <td>3000年～ 5000年程度</td> <td>約3500年前 ～7世紀</td> </tr> <tr> <td>砺波平野断層 帯東部 (高清水断層)</td> <td>M7.0</td> <td><u>S</u></td> <td>0.04～6%</td> <td>3000年～ 7000年程度</td> <td>約4300年前 ～3700年前</td> </tr> <tr> <td>砺波平野断層 帯西部 (石動、法林寺断層)</td> <td>M7.2</td> <td><u>A</u></td> <td>ほぼ0～2% 若しくはそれ 以上</td> <td>約6000年 ～12000年 若しくは それ以下</td> <td>約6900年前 ～2700年前</td> </tr> </tbody> </table>	活断層名	地震規模	<u>主な活断層 における 相対的評価**1</u>	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期	呉羽山断層帯	M7.4	<u>S</u>	ほぼ0～5%	3000年～ 5000年程度	約3500年前 ～7世紀	砺波平野断層 帯東部 (高清水断層)	M7.0	<u>S</u>	0.04～6%	3000年～ 7000年程度	約4300年前 ～3700年前	砺波平野断層 帯西部 (石動、法林寺断層)	M7.2	<u>A</u>	ほぼ0～2% 若しくはそれ 以上	約6000年 ～12000年 若しくは それ以下	約6900年前 ～2700年前	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正</p>
活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期																																										
呉羽山断層帯	M7.4	ほぼ0～5%	3000年～ 5000年程度	約3500年前 ～7世紀																																										
砺波平野断層帯 東部 (高清水断層)	M7.0	0.04～6%	3000年～ 7000年程度	約4300年前 ～3700年前																																										
砺波平野断層帯 西部 (石動、法林寺断層)	M7.2	ほぼ0～2% 若しくはそれ以上	約6000年 ～12000年 若しくはそれ以下	約6900年前 ～2700年前																																										
活断層名	地震規模	<u>主な活断層 における 相対的評価**1</u>	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期																																									
呉羽山断層帯	M7.4	<u>S</u>	ほぼ0～5%	3000年～ 5000年程度	約3500年前 ～7世紀																																									
砺波平野断層 帯東部 (高清水断層)	M7.0	<u>S</u>	0.04～6%	3000年～ 7000年程度	約4300年前 ～3700年前																																									
砺波平野断層 帯西部 (石動、法林寺断層)	M7.2	<u>A</u>	ほぼ0～2% 若しくはそれ 以上	約6000年 ～12000年 若しくは それ以下	約6900年前 ～2700年前																																									

射水市地域防災計画 新旧対照表 第1編

現行地域防災計画					修正案（変更部分のみ記載）						備考
魚津断層帯	M7.3	0.4%以上	8000年程度以下	不明	魚津断層帯	M7.3	<u>A</u>	0.4%以上	8000年程度以下	不明	
跡津川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約2300年～2700年	1858年飛越地震	跡津川断層帯	M7.9	<u>Z</u>	ほぼ0%	約2300年～2700年	1858年飛越地震	
牛首断層帯	M7.7	ほぼ0%	約5000年～7100年	11～12世紀	牛首断層帯	M7.7	<u>Z</u>	ほぼ0%	約5000年～7100年	11～12世紀	
庄川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約3600年～6900年	11～16世紀	庄川断層帯	M7.9	<u>Z</u>	ほぼ0%	約3600年～6900年	11～16世紀	
【参考（その他富山県に影響を及ぼす活断層）】					【参考（その他富山県に影響を及ぼす活断層）】						富山県地域防災計画を踏まえて修正
活断層名	地震規模	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期	活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価※1	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期	
森本・富樫断層帯	M7.2	2%～8%	約1700年～2200年程度	約2000年前～4世紀	森本・富樫断層帯	M7.2	<u>S*</u>	2%～8%	約1700年～2200年程度	約2000年前～4世紀	
邑知潟断層帯	M7.6	2%	約1200年～1900年程度	約3200年～9世紀	邑知潟断層帯	M7.6	<u>A</u>	2%	約1200年～1900年程度	約3200年～9世紀	
					糸魚川－静岡構造線断層帯（北部区間）	M7.7	<u>S*</u>	0.009%～16%	1,000年～2,400年程度	約1,300年前～約1,000年前	
					糸魚川－静岡構造線断層帯（中北部区間）	M7.6	<u>S*</u>	14%～30%	600～800年程度	約1,200年前～約800年前	
					糸魚川－静岡構造線断層帯（中南部区間）	M7.4	<u>S*</u>	0.9%～8%	1,300年～1,500年程度	約1,300年前～約900年前	
					糸魚川－静岡構造線断層帯（南部区間）	M7.6	<u>A</u>	ほぼ0%～0.1%	4,600年～6,700年程度	約2,500年前～約1,400年前	
<u>(新設)</u>					<u>海溝型地震の長期評価の内容（地震調査研究推進本部）</u>						富山県地域防災計画を踏まえて修正
					地震名	地震規模	海溝型地震の相対的評価※2	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期	
					南海トラフ	M8～9	<u>III*</u>	30%程度	次回までの標準的な値 88.2年	79.0年前	
					<p>※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が、3%以上を「Sランク」、0.1～3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」と表記。地震後経過率（※3）が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。</p> <p>※2 海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「IIIランク」、3%～26%未満を「IIランク」、3%未満を「Iランク」、不明（すぐに地震が起きることを否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（※3）が0.7以上である海溝型地震については、ランクに「*」を付記している。</p>						

射水市地域防災計画 新旧対照表 第1編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>※3 <u>最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。</u></p>	
(3) (略)	(3) (略)	
<p>(4) 地盤の液状化</p> <p>地盤の液状化については、下図（「液状化判定結果図」）のとおりである。 <u>本市においては、海岸付近をはじめ、内陸部においても液状化の可能性が高いと予想される。</u></p>	<p>(4) 地盤の液状化</p> <p><u>地盤の液状化現象は、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」でも広範囲にわたって各種施設に多大な被害をもたらし、マスコミ等を通じて広く報道されるなど、大きな関心事となった。</u></p> <p><u>北陸地方においても新潟地震（昭和39年）、新潟県中越地震（平成16年）、能登半島地震（平成19年）、新潟県中越沖地震（平成19年）で、家屋、堤防、道路等に多くの液状化による被害が発生した。</u></p> <p><u>富山県内の低地部や沿岸部においても、地形分類が砂洲・砂丘、氾濫平野、後背低地・湿地、旧河道、旧水部など、地盤が軟弱で地震の際に揺れやすい場所があり、能登半島地震（令和6年）において液状化による被害が発生した。</u></p> <p><u>北陸地方整備局では、公益社団法人地盤工学会北陸支部との共同により、過去の液状化発生状況や地形地質等に関する情報等を加えて検討し「液状化しやすさマップ」を作成された。</u></p> <p><u>「液状化しやすさマップ」は液状化しやすいかどうかを示したものであり、住んでいる土地（地盤）の性質を知り、土地利用をする際や防災に役立てることができる。</u></p> <p><u>本市の地盤の液状化については、下図（「液状化判定結果図」）、「液状化可能性マップ」のとおり、海岸付近をはじめ、内陸部においても液状化の可能性が高いと予想される。</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正</p>
(5) (略)	(5) (略)	
<p>(6) 地震による被害の想定</p> <p>本計画による地震の想定については、県の行った地震調査研究事業の結果や地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、呉羽山断層帯、跡津川断層、法林寺断層、砺波平野断層帯西部及び森本・富樫断層帯並びに邑知瀉断層帯を震源とする地震が発生した場合を想定し、被害想定を行う。</p>	<p>(6) 地震による被害の想定</p> <p>本計画による地震の想定については、県の行った地震調査研究事業の結果や<u>地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強振動評価及び津波評価を行っている国</u>の地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、呉羽山断層帯、跡津川断層、法林寺断層、砺波平野断層帯西部及び森本・富樫断層帯並び</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第1編

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)			備 考																							
<p>また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、県、国、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。市においては、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国及び県の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努める。</p>			<p>に邑知瀉断層帯を震源とする地震が発生した場合を想定し、被害想定を行う。</p> <p>また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、県、国、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。市においては、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国及び県の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努める。</p>																										
2～9 (略)			2～9 (略)																										
第6節 (略)			第6節 (略)																										
第7節 市の防災体制			第7節 市の防災体制																										
1 (略)			1 (略)																										
2 射水市災害対策本部 (資料編14-4～14-6参照)			2 射水市災害対策本部 (資料編14-4～14-6参照)																										
(1)～(3) (略)			(1)～(3) (略)																										
【災害対策本部の編成及び分掌事務】			【災害対策本部の編成及び分掌事務】			組織体制を 更新																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">各部各班共通事項</td> <td> 1 災害関係情報の収集に関すること。 2 被害状況の調査に関すること。 3 所管ごとに報告を必要とする場合における国、県等各関係機関への被害報告に関すること。 4 所属施設又は出先機関の災害対策に関すること。 5 所管施設(避難所)の緊急使用に関すること。 6 他部、他班の応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>部名 (上段)部 長</td> <td>班名 (班長担 当職)</td> <td>構成員</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>分掌事務</td> </tr> </tbody> </table>			区分		分掌事務		各部各班共通事項		1 災害関係情報の収集に関すること。 2 被害状況の調査に関すること。 3 所管ごとに報告を必要とする場合における国、県等各関係機関への被害報告に関すること。 4 所属施設又は出先機関の災害対策に関すること。 5 所管施設(避難所)の緊急使用に関すること。 6 他部、他班の応援に関すること。	部名 (上段)部 長	班名 (班長担 当職)	構成員			分掌事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">各部各班共通事項</td> <td> 1 災害関係情報の収集に関すること。 2 被害状況の調査に関すること。 3 所管ごとに報告を必要とする場合における国、県等各関係機関への被害報告に関すること。 4 所属施設又は出先機関の災害対策に関すること。 5 所管施設(避難所)の緊急使用に関すること。 6 <u>部内における相互連携及び協力に関する</u> <u>こと。</u> 7 他部、他班の応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>部名 (上段)部 長</td> <td>班名 (班長担 当職)</td> <td>構成員</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>分掌事務</td> </tr> </tbody> </table>			区分		分掌事務	各部各班共通事項		1 災害関係情報の収集に関すること。 2 被害状況の調査に関すること。 3 所管ごとに報告を必要とする場合における国、県等各関係機関への被害報告に関すること。 4 所属施設又は出先機関の災害対策に関すること。 5 所管施設(避難所)の緊急使用に関すること。 6 <u>部内における相互連携及び協力に関する</u> <u>こと。</u> 7 他部、他班の応援に関すること。	部名 (上段)部 長	班名 (班長担 当職)	構成員		
区分		分掌事務																											
各部各班共通事項		1 災害関係情報の収集に関すること。 2 被害状況の調査に関すること。 3 所管ごとに報告を必要とする場合における国、県等各関係機関への被害報告に関すること。 4 所属施設又は出先機関の災害対策に関すること。 5 所管施設(避難所)の緊急使用に関すること。 6 他部、他班の応援に関すること。																											
部名 (上段)部 長	班名 (班長担 当職)	構成員																											
		分掌事務																											
区分		分掌事務																											
各部各班共通事項		1 災害関係情報の収集に関すること。 2 被害状況の調査に関すること。 3 所管ごとに報告を必要とする場合における国、県等各関係機関への被害報告に関すること。 4 所属施設又は出先機関の災害対策に関すること。 5 所管施設(避難所)の緊急使用に関すること。 6 <u>部内における相互連携及び協力に関する</u> <u>こと。</u> 7 他部、他班の応援に関すること。																											
部名 (上段)部 長	班名 (班長担 当職)	構成員																											
		分掌事務																											

射水市地域防災計画 新旧対照表 第1編

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)				備 考
(下段)次 長				(下段)次 長				
企 画 管 理 部 (企 画 管 理 部 長) (企 画 管 理 部 次 長)	避 難 所 班 (政 策 推 進 課 長)	政 策 推 進 課 長 同 職 員	1 災害対策本部長及び副本部長の秘書に關 すること。 2 避難所の統括に關すること。 3 安否情報の収集、提供に關すること。 4 国、県その他に対する要望書の取りまと めに関すること。 5 復興計画に關すること。 6 部内の連絡調整に關すること。	企 画 管 理 部 (企 画 管 理 部 長) (企 画 管 理 部 次 長)	避 難 所 班 (政 策 推 進 課 長)	政 策 推 進 課 長 同 職 員	1 災害対策本部長及び副本部長の秘書に關 すること。 2 避難所の統括に關すること。 3 安否情報の収集、提供に關すること。 4 国、県その他に対する要望書の取りまと めに関すること。 5 復興計画に關すること。 6 視察者等への調整に關すること。 7 部内の連絡調整に關すること。	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
財 務 管 理 部 (財 務 管 理 部 長) (危 機 管 理 監、議 会 事 務 局 長、会 計 管 理 者、 議 会 事 務 局 次 長、監 査 委 員 事 務 局 長、財 務 管 理 部 次 長)	総 務 班 (防 災・資 産 管 理 課 長)	防 災・資 産 管 理 課 長 同 職 員 総 務 課 長 同 職 員 公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 推 進 課 長 同 職 員 検 査 監 同 職 員 議 事 調 査 課 長 同 職 員 監 査 委 員 事 務 局 次 長 同 職 員	1 災害対策本部の庶務に關すること。 2 本部員會議に關すること。 3 気象情報の接受及び通報に關すること。 4 気象情報に基づく非常配備に關するこ と。 5 応急公用負担等に關すること。 6 災害対策活動に關する市民組織との連絡 及び調整に關すること。 7 住民の避難指示に關すること。 8 各部からの被害報告の取りまとめ及び関 係機関への報告等に關すること。 9 各部との連絡調整に關すること。 10 市議會との連絡に關すること。 11 他市町村との災害応援協定に關するこ と。 12 職員の食糧の確保に關すること。 13 自衛隊の出動要請に關すること。 14 物資の輸送に關すること。 15 市有財産の被害調査の取りまとめに関 すること。 16 市有財産の保全に關すること。 17 市有自動車の配車計画その他各部にお	財 務 管 理 部 (財 務 管 理 部 長、議 会 事 務 局 長) (財 務 管 理 部 次 長、危 機 管 理 監、 会 計 管 理 者、議 会 事 務 局 次 長、 監 査 委 員 事 務 局 長、	本 部 班 (防 災・資 産 管 理 課 長)	防 災・資 産 管 理 課 長 同 職 員 (削 除)	1 災害対策本部の庶務に關すること。 2 本部員會議に關すること。 3 気象情報の接受及び通報に關すること。 4 気象情報に基づく非常配備に關するこ と。 5 応急公用負担等に關すること。 6 災害対策活動に關する市民組織との連絡 及び調整に關すること。 7 住民の避難指示に關すること。 8 各部からの被害報告の取りまとめ及び関 係機関への報告等に關すること。 9 各部との連絡調整に關すること。 10 市議會との連絡に關すること。 11 他市町村との災害応援協定に關するこ と。 (削 除) 12 自衛隊の出動要請に關すること。 (削 除) 13 市有財産の被害調査の取りまとめに関 すること。 14 市有財産の保全に關すること。 15 市有自動車の配車計画その他各部にお	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第1編

現行地域防災計画				修正案（変更部分のみ記載）				備考
			いて必要な車両の調達に関する事 18 物品の取得、管理及び処分に関する事 19 通信機器等、必要資機材の調達に関する事 20 その他各部各班に属しない事 21 部内の連絡調整に関する事				いて必要な車両の調達に関する事 16 物品の取得、管理及び処分に関する事 (削除) 17 その他各部各班に属しない事 18 電源の確保に関する事 19 部内の連絡調整に関する事	
	<u>(新設)</u>				総務班 (総務課 長) 同職員	総務課長 同職員 公共施設 マネジメ ント推進 課長 同職員	1 物資の輸送に関する事 2 職員の食糧の確保に関する事 3 通信機器等、必要資機材の維持管理・調 達に関する事	
	物資配分 班 (財政課 長)	財政課長 同職員	1 物資の調達の統括及び配分計画に関する 事 2 災害対策に関する予算措置に関する事 3 災害対策の資金計画に関する事		物資配分 班 (財政課 長)	財政課長 同職員	1 必要物資の調達及び配分計画に関する事 2 災害対策に関する予算措置に関する事 3 災害対策の資金計画に関する事	
	税務班 (課税課 長)	課税課長 同職員 収納対策 課長 同職員	1 災害に伴う市税の減免に関する事 2 り災者及び災害救助活動従事者の炊き出 しに関する事 3 避難所の開設及び運営の補助に関する事 こと		税務班 (課税課 長)	課税課長 同職員 収納対策 課長 同職員	1 罹災証明の受付・発行に関する事 2 災害に伴う市税の減免に関する事 (削除) 3 避難所の開設及び運営の補助に関する事 こと 4 災害に係る住家の被害認定調査に関する こと	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
市民生活 部 (市民生活 部長) (市民生活	住民衛生 班 (市民活 躍・文化 課長)	市民課長 同職員 地区セン ター長 同職員	1 安否情報の収集、提供等に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急対策に 関する事 3 所管施設における避難所の開設及び運営 に関する事	市民生活 部 (市民生活 部長) (市民生活	住民支援 班 (市民活 躍・文化 課長)	市民課長 同職員 地区セン ター長 同職員	1 安否情報の収集、提供等に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急対策に 関する事 3 所管施設における避難所の開設及び運営 に関する事	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第1編

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)				備 考
部次長)	市 民 活 躍・文化課 長 同職員 生 活 安 全 課長 同職員 環 境 課 長 同職員 ク リ ー ン ピ ア 射 水 所長 同職員 ミ ラ イ ク ル 館 所 長 同職員 衛 生 セ ン タ ー 所 長 同職員 野 手 埋 立 処 分 所 長 同職員	4 災害時の交通安全対策に関する事 5 自治会・町内会の連絡調整及び支援に 関すること。 6 災害時の住民相談に関する事。 7 外国人対策に関する事。 8 罹災証明に関する事。 9 災害時におけるごみ及びし尿の収集等 に関する事。 10 公害苦情の処理及び対策に関する事。 11 災害時の企業等の公害発生防止指導に 関すること。 12 災害時の防疫対策及び衛生害虫の発生 予防対策に関する事。 13 死体の処理及び埋葬に関する事。 14 部内の連絡調整に関する事。	部次長)	市 民 活 躍・文化課 長 同職員 生 活 安 全 課長 同職員 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 8 <u>災害時の男女の違いに配慮した対策に 関すること。</u> 9 部内の連絡調整に関する事。	4 災害時の交通安全対策に関する事。 5 自治会・町内会の連絡調整及び支援に 関すること。 6 災害時の住民相談に関する事。 7 外国人対策に関する事。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 8 <u>災害時の男女の違いに配慮した対策に 関すること。</u> 9 部内の連絡調整に関する事。			
<u>(新設)</u>				衛 生 班 <u>(環境課 長)</u>	環 境 課 長 同職員 ク リ ー ン ピ ア 射 水 所長 同職員 ミ ラ イ ク ル 館 所 長 同職員 衛 生 セ ン タ ー 所 長 同職員 野 手 埋 立	1 <u>災害時におけるごみ及びし尿の収集等・ 運搬・処理等に関する事(被災家屋の解 体・撤去含む)。</u> 2 <u>公害苦情の処理及び対策に関する事。</u> 3 <u>災害時の企業等の公害発生防止指導に 関すること。</u> 4 <u>災害時の防疫対策及び衛生害虫の発生予 防対策に関する事。</u> 5 <u>死体の処理及び埋葬に関する事。</u> 6 <u>家庭用動物への対応に関する事。</u>		

射水市地域防災計画 新旧対照表 第1編

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)				備 考
						処分所長 同職員 斎場所長 同職員		
福祉保健部 (福祉保健部長) (福祉保健部参事) (福祉保健部次長) (福祉保健部政策調整監)	災害救助班 (地域福祉課長)	地域福祉課長 同職員 社会福祉課長 同職員 介護保険課長 同職員 保険年金課長 同職員 子育て支援課長 同職員 こども福祉課長 同職員	1 災害救助活動の総括に関する事 2 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の樹立に関する事 3 園児、児童及び教職員の避難指示に関する事 4 救助用資機材及び生活必需品の調達、輸送及び配分に関する事。ただし、食糧、衛生材料及び医薬品の調達を除く。 5 り災者の避難誘導の実施及び保護に関する事 6 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の安全確保、支援体制の整備及び保護に関する事 7 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関する事 8 災害救援ボランティアに関する事 9 義援金品に関する事 10 部内の連絡調整に関する事	福祉保健部 (福祉保健部長) (福祉保健部次長) (福祉保健部政策調整監)	災害救助班 (地域福祉課長)	地域福祉課長 同職員 社会福祉課長 同職員 介護保険課長 同職員 保険年金課長 同職員 (削除)	1 災害救助活動の総括に関する事 2 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の樹立に関する事。 (削除) 3 救助用資機材及び生活必需品の調達、輸送及び配分に関する事。ただし、食糧、衛生材料及び医薬品の調達を除く。 4 り災者の避難誘導の実施及び保護に関する事 5 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の安全確保、支援体制の整備及び保護に関する事 6 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関する事 7 災害救援ボランティアに関する事 8 義援金品に関する事 9 り災者台帳作成に関する事 10 部内の連絡調整に関する事	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(新設)				こども家庭部 (こども家庭部長) (こども家庭部次長)	こども支援班 (子育て支援課長)	子育て支援課長 同職員 こども福祉課長 同職員	1 所管施設の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 所管施設の支援に関する事 3 園児、児童及び教職員の避難指示に関する事 4 乳幼児等の要配慮者の安全確保、支援体制の整備及び保護に関する事 5 部内の連絡調整に関する事	
(新設)				健康班 (こども	こども福祉課長	1 住民の健康維持、保健衛生に関する事 2 災害時の防疫対策に関する事		

射水市地域防災計画 新旧対照表 第1編

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)				備 考
					福 祉 課 <u>長</u>	同職員	3 <u>災害対策用衛生材料及び医薬品の調達に関すること。</u> 4 <u>感染症の予防及び予防接種に関すること。</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
都市整備部 (都市整備部長) (都市整備部次長)	都市住宅班 (都市計画課長)	都市計画課長 同職員 建築住宅課長 同職員	1 被災住宅の応急復旧に関すること。 2 市営住宅の災害対策に関すること。 3 応急仮設住宅に関すること。 4 避難所の設置に関すること。 5 公園緑地施設の被害状況の把握と復旧に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。	都市整備部 (都市整備部長) (都市整備部次長)	都市住宅班 (都市計画課長)	都市計画課長 同職員 建築住宅課長 同職員	1 被災住宅の応急復旧に関すること。 2 市営住宅の災害対策に関すること。 3 応急仮設住宅に関すること。 4 避難所の設置に関すること。 5 公園緑地施設の被害状況の把握と復旧に関すること。 6 <u>被災建築物応急危険度判定に関すること。</u> 7 部内の連絡調整に関すること。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
文教部 (教育長、教育委員会事務局長) (教育委員会事務局次長)	文教総務班 (学校教育課長)	学校教育課長 同職員 教育センター所長 同職員 学校給食センター所長 同職員	1 り災児童・生徒の就学奨励措置に関すること。 2 教職員の動員に関すること。 3 児童、生徒及び教職員の避難指示に関すること。 4 り災児童及び生徒の授業に関すること。 5 食料の供給に関すること。 6 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること。 7 部内の連絡調整に関すること。	文教部 (教育長、教育委員会事務局長) (教育委員会事務局次長)	文教総務班 (学校教育課長)	学校教育課長 同職員 教育センター所長 同職員 学校給食センター所長 同職員	1 り災児童・生徒の就学奨励措置に関すること。 2 教職員の動員に関すること。 3 児童、生徒及び教職員の避難指示に関すること。 4 り災児童及び生徒の授業に関すること。 5 食料の供給に関すること。 6 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること。 7 <u>所管施設の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。</u> 8 部内の連絡調整に関すること。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p style="text-align: center;">射水市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">「第2編 地震・津波災害対策編」</p> <p style="text-align: center;">射水市防災会議</p>	<p style="text-align: center;">射水市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">「第2編 地震・津波災害対策編」</p> <p style="text-align: center;">射水市防災会議</p>	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第1節 地震に強いまちづくり 1～5（略）</p>	<p>第2編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第1節 地震に強いまちづくり 1～5（略）</p>	
<p>6 公共土木施設等の耐震性強化〔都市整備部 産業経済部〕 公共土木施設等は都市基盤の根幹を成し、大規模な地震が発生した場合、輸送等において災害応急対策活動の成否を左右するものである。このため、これら公共土木施設等の耐震性強化を図り、被害の防止はもちろんのこと、災害時にも十分な機能を果たす施設づくりを目指す。</p>	<p>6 公共土木施設等の耐震性強化〔都市整備部 産業経済部〕 公共土木施設等は都市基盤の根幹を成し、大規模な地震が発生した場合、輸送等において災害応急対策活動の成否を左右するものである。このため、これら公共土木施設等の耐震性強化を図り、被害の防止はもちろんのこと、災害時にも十分な機能を果たす施設づくりを目指すとともに、被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努める。</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正≪修正要旨1-1-①≫</p>
<p>(1)～(2)（略）</p>	<p>(1)～(2)（略）</p>	
<p>7 土砂災害の防止〔都市整備部 産業経済部〕 土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生したときは一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。 このため、災害の発生が予想される土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等（以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等の防災施設の整備に努める。 また、ハザードマップを作成し、危険箇所の周知や土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備に努める。</p>	<p>7 土砂災害の防止〔都市整備部 産業経済部〕 土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生したときは一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。 このため、災害の発生が予想される土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等（以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等の防災施設の整備に努める。 また、ハザードマップを作成し、危険箇所の周知や土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備に努めるとともに、被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努める。</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正≪修正要旨1-1-①≫</p>
<p>(1)～(3)（略）</p>	<p>(1)～(3)（略）</p>	
<p>8 地盤の液状化対策の推進〔財務管理部 都市整備部〕 本市は、丘陵地を除けば、礫や砂泥の沖積層の上に形成された都市であり、中小河川が多く存在するため、地震による液状化・流動化の被害が発生しやすい地域といえる。 そこで、液状化・流動化に関する知識の普及、地盤改良、液状化対策工法の推進により液状化災害の危険性を可能な限り低減する。</p>	<p>8 地盤の液状化対策の推進〔財務管理部 都市整備部〕 本市は、丘陵地を除けば、礫や砂泥の沖積層の上に形成された都市であり、中小河川が多く存在するため、地震による液状化・流動化の被害が発生しやすい地域といえる。 令和6年1月の能登半島地震では、県内で甚大な被害が発生したことも踏まえ、液状化・流動化に関する知識の普及、地盤改良、液状化対策工法の推進により液状化災害の危険性を可能な限り低減する。</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正</p>
<p>(1) 液状化・流動化に関する知識の普及 財務管理部及び都市整備部は、市地震防災マップを活用し、説明会等を通じて、住民に対して液状化及び流動化に関する知識の普及を図る。</p>	<p>(1) 液状化・流動化に関する知識の普及 財務管理部及び都市整備部は、市地震防災マップを活用し、説明会等を通じて、住民に対して液状化及び流動化に関する知識の普及を図る。</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正≪修正要</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考				
	<p><u>国、県及び市は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、市民に対し、液状化マップ等により地盤の液状化発生仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域、過去に市内で生じた液状化被害の記録などの液状化に関する知識の普及啓発、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p>旨1-1-②》</p>				
<p>(2) 地盤改良、液状化対策工法の推進 ア 市有施設の建設に当たって、関係部局は、地盤改良等による液状化発生防止対策や液状化発生時においても施設の被害を未然に防止する対策等を適切に実施する。</p>	<p>(2) 地盤改良、液状化対策工法の推進 ア 市有施設の建設に当たって、関係部局は、地盤改良等による液状化発生防止対策や液状化発生時においても施設の被害を未然に防止する対策等を<u>国や県の技術的支援も得ながら、連携して</u>適切に実施する。</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-1-②>></p>				
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>					
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>					
<p><u>(4) 液状化ハザードマップの作成・公表</u> <u>市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-1-②>></p>				
<p>9 積雪時の震災対策〔財務管理部 都市整備部 福祉保健部〕 (1)～(3) (略)</p>	<p>9 積雪時の震災対策〔財務管理部 都市整備部 福祉保健部〕 (1)～(3) (略)</p>					
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(4) 情報収集体制の確保</u> <u>積雪期における情報収集体制の確立、最新技術の導入や防災関係機関・民間との連携促進等により、積雪期においても被害状況の把握が遅れることがない情報収集体制の確立を図る。</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-1-③>></p>				
<p>第2節 津波に強いまちづくり</p>	<p>第2節 津波に強いまちづくり</p>					
<table border="1" data-bbox="174 1268 1019 1300"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1070 1268 1915 1300"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<p>防災基本計画、富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-2-①>></p>
(略)	(略)					
(略)	(略)					

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)		備 考
ソフト対策	<p>○浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を推進する。</p> <p>○津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設については、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難誘導體制の整備等を図るとともに、避難誘導後の支援方策について検討する。</p> <p>○「射水市津波ハザードマップ」を、市ホームページ、広報誌等を通じ公表し、住民への啓発を行うとともに、ワークショップ、市政出前講座を開催し、<u>内容を住民に周知する。</u></p> <p>○津波浸水予想区域における地域の特性を踏まえ、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、具体的なかつ実践的な津波避難計画を作成する。また、津波避難計画において、津波避難訓練の実施について定める。</p> <p>○津波避難計画に基づく津波避難訓練を実施する。</p> <p>○自主防災組織の結成と活動の充実を図る。</p>	ソフト対策	<p>○浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を推進する。</p> <p>○津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設については、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難誘導體制の整備等を図るとともに、避難誘導後の支援方策について検討する。</p> <p>○「射水市津波ハザードマップ」を、市ホームページ、広報誌等を通じ公表し、住民への啓発を行うとともに、ワークショップ、市政出前講座を開催し、<u>浸水リスクや徒歩避難について</u>住民に周知する。</p> <p>○津波浸水予想区域における地域の特性を踏まえ、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、具体的なかつ実践的な津波避難計画を作成する。また、津波避難計画において、津波避難訓練の実施について定める。</p> <p>○津波避難計画に基づく津波避難訓練を実施する。<u>訓練においては、避難経路の確認や共助を基本とする避難行動(避難の呼び掛け、要配慮者の介助)など、実践的な内容を心掛け、住民一人ひとりの避難行動の習熟度を高める。</u></p> <p>○津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、消防計画の策定等により、<u>津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>○自主防災組織の結成と活動の充実を図る。</p>	
1 (略)		1 (略)		
2 津波に強いまちづくり [全部局]		2 津波に強いまちづくり [全部局]		
(1)～(2) (略)		(1)～(2) (略)		
(3) 建築物の安全化 市及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。 市は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。 また、 <u>平常時</u> より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。		(3) 建築物の安全化 市及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関 <u>及び消防施設</u> 等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。 市は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。 また、 <u>平時</u> より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。		富山県地域防災計画を踏まえて修正 用語の統一
(4) (略)		(4) (略)		
(5) 減災のための総合的な <u>取組み</u> の推進 ア 市は、県及び国と連携して、津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。 イ 市は、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整合		(5) 減災のための総合的な <u>取り組み</u> の推進 ア 市は、県及び国と連携して、津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。 イ 市は、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整合		用語の統一 富山県地域防災計画を踏まえて修正

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。</p> <p>ウ 市は、県及び国土交通省と連携して、河川堤防の整備等を推進する。また、津波により排水機能が停止した場合、下流域に湛水などの甚大な被害が発生する可能性があることから、排水機場の耐水機能の確保に努める。</p> <p>エ 市は、県及び国土交通省と連携して、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。</p> <p>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>オ 市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。</p> <p>カ 津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</p>	<p>的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取り組みを進める。</p> <p>ウ 市は、県及び国土交通省と連携して、河川堤防の整備等を推進する。また、津波により排水機能が停止した場合、下流域に湛水などの甚大な被害が発生する可能性があることから、排水機場の耐水機能の確保に努める。</p> <p>エ 市は、県及び国土交通省と連携して、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。</p> <p>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取り組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>オ 市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。</p> <p>カ 津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</p>	<p>正</p>
<p>第3節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン施設は、市民生活、経済社会の根幹を成すものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。また、災害発生直後の安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動を実施する上で、ライフライン施設の果たす役割</p>	<p>第3節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン施設は、市民生活、経済社会の根幹を成すものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。また、災害発生直後の安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動を実施する上で、ライフライン施設の果たす役割</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正≪修正要旨1-1-①、1-3-①≫</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>は極めて重要である。このため、より一層地震・津波災害に強い耐震性・耐浪性のある施設や、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を進めるとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設等の系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の災害防止対策を推進する。</p> <p>特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについては、地震及び津波に対する安全性の確保を重点的に行う。</p>	<p>は極めて重要である。このため、より一層地震・津波災害に強い耐震性・耐浪性のある施設や、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を進めるとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設等の系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備、<u>オフグリッド化の検討</u>等の災害防止対策を推進する。</p> <p><u>加えて、防災関係機関は被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努めるものとする。</u></p> <p>特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについては、地震及び津波に対する安全性の確保を重点的に行う。</p>	
<p>1～3（略）</p>	<p>1～3（略）</p>	
<p>4 上下水道施設の予防対策（資料編10-4参照）〔上下水道部〕 (1)（略）</p>	<p>4 上下水道施設の予防対策（資料編10-4参照）〔上下水道部〕 (1)（略）</p>	
<p>(2)施設整備 上下水道施設の各種調査・点検を実施するとともに、射水市水道ビジョン（令和2年6月改定）に基づき、計画的に施設・管路の耐震化や、基幹管路のループ化・二重化などバックアップ機能を備えた施設整備、飲料水用の耐震性貯水槽の整備等の防災対策を推進し、地震・津波災害等に強い施設整備を図る。</p> <p>また、下水道に関しても、<u>作成を進めている</u>射水市下水道ビジョンに基づき、管路の長寿命化と並行し耐震化を図り、地震や液状化等の災害に強い施設整備を進めていく。</p>	<p>(2)施設整備 上下水道施設の各種調査・点検を実施するとともに、射水市水道ビジョン（令和2年6月改定）に基づき、計画的に施設・管路の耐震化や、基幹管路のループ化・二重化などバックアップ機能を備えた施設整備、飲料水用の耐震性貯水槽の整備等の防災対策を推進し、地震・津波災害等に強い施設整備を図る。</p> <p>また、<u>電気設備の停電対策として、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬型発電設備等の設置等に努める。</u></p> <p>下水道に関しては、<u>射水市下水道ビジョン（令和7年6月改定）に基づき</u>、管路の長寿命化と並行し耐震化を図り、地震や液状化等の災害に強い施設整備を進めていく。</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-3-②>></p>
<p>(3)～(7)（略）</p>	<p>(3)～(7)（略）</p>	
<p>5 廃棄物処理施設の安全性強化〔環境課〕 し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限にするとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。</p> <p>このため、市は、射水市災害廃棄物処理計画（平成30年3月策定）に基づき、一般廃棄物処理施設の不燃・堅ろう化及び</p>	<p>5 廃棄物処理施設の安全性強化〔環境課〕 し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限にするとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。</p> <p>このため、市は、射水市災害廃棄物処理計画（平成30年3月策定）に基づき、一般廃棄物処理施設の不燃・堅ろう化及び</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-3-③>></p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>廃棄物処理を円滑に実施するための体制づくりに努める。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅ろう化に努める。</p>	<p>廃棄物処理を円滑に実施するための体制づくりに努める。<u>加えて、発災時に施設の被災状況を確認し、速やかに稼働の可否を判断する手順を検討する。</u>また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅ろう化に努める。</p>	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) し尿、ごみ等の処理体制の整備 ア (略)	(2) し尿、ごみ等の処理体制の整備 ア (略)	
<p>イ ごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等の確保 災害時においては、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに、処理施設自体の被災も予想されることから、市は、処理計画を基に、運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等を確保しておくとともに、県内他市町村はもとより、県外他自治体との広域協力体制を整備しておく。</p>	<p>イ ごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等の確保 災害時においては、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに、処理施設自体の被災も予想されることから、市は、<u>あらかじめ活用可能な候補地を把握、調整したうえで</u>、処理計画を基に、運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等を確保しておくとともに、県内他市町村はもとより、県外他自治体との広域協力体制を整備しておく。</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-3-③>></p>
<p>ウ 避難所の仮設（簡易）トイレの確保 市は、家屋の倒壊、断水等によりトイレが使用できなくなるため、避難所等における仮設（簡易）トイレの<u>備蓄</u>に努めるとともに、<u>レンタル業者と協定を締結するなど、確保に努める。</u></p>	<p>ウ 避難所の仮設（簡易）トイレの確保 市は、家屋の倒壊、断水等によりトイレが使用できなくなるため、避難所等における仮設（簡易）トイレの<u>確保</u>に努めるとともに、<u>民間事業者との応援協定の締結を推進する。</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-3-④>></p>
第4節 (略)	第4節 (略)	
<p>第5節 組織体制の整備 1 災害対策本部体制の充実〔防災・資産管理課 人事課 市民課〕 (1) 射水市職員行動マニュアルの活用・充実 災害発生時、各部各班の初動期における活動を迅速かつ的確に行うため、修正等を行い、充実を図る。</p>	<p>第5節 組織体制の整備 1 災害対策本部体制の充実〔防災・資産管理課 人事課 市民課〕 (1) 射水市職員行動マニュアルの活用・充実 災害発生時、各部各班の初動期における活動を迅速かつ的確に行うため、修正等を行い、充実を図る。 <u>また、職員の参集体制（動員体制の明確化、参集状況を踏まえたバックアップ体制の確立、参集可否の連絡方法等）、安否確認の実施基準・集約方法を明確化する。</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-5-①>></p>
<p>(2) 初動体制の習熟 初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統について、職員参集訓練及び災害対策本部設置訓練を</p>	<p>(2) 初動体制の習熟 初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、<u>災害対策本部において各担当班からの情報集約・共有を密にし、各担当班が刻々と変化する災害状況をリアル</u></p>	<p>富山県地域防災計画、災害対応検証を踏まえ</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>施し、習熟を図る。</p>	<p><u>タイムで総合的に把握することで、的確な支援活動ができるよう体制の強化に努める。</u>特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統について、職員参集訓練及び災害対策本部設置訓練を実施し、習熟を図る。<u>また、情報収集・伝達、広報活動等において、より有効な通信手段の検討・充実に努める。</u></p> <p><u>その他、職員参集訓練は、必要な職員の動員体制の整備や参集時のルール・連絡方法、災害対策本部での受付手順等の確認を行うものとする。</u></p>	<p>て修正<<修正要旨1-5-②>></p>
<p>(3) 本部設備等の整備 本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、以下の本部設備等の整備に努める。 ア 備品の固定及び落下物の防止措置 イ 停電時に備えた非常用電源の整備 ウ 無線機器の点検・整備 エ 市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備 オ 災害応急対策に従事する職員の食料等の確保</p>	<p>(3) 本部設備等の整備 本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、以下の本部設備等の整備に努める。 ア 備品の固定及び落下物の防止措置 イ 停電時に備えた非常用電源の整備 ウ 無線機器の点検・整備 エ 市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備 オ 災害応急対策に従事する職員の食料等の確保 <u>カ 電源やエレベーター等が使用不能となった場合の対応</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-5-③>></p>
<p>(4)～(5) (略)</p>	<p>(4)～(5) (略)</p>	
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(6) 災害対策本部の強化</u> <u>市は災害時、災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施するため、災害対策本部における各班の役割・業務内容等を記載したマニュアルの整備や見直しを行うとともに、研修や訓練を実施し、職員の災害対応能力の向上を図るものとする。</u> <u>また、災害対策本部の各種システムを十分活用できるよう研修や訓練を実施する。</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-5-④>></p>
<p>2 情報連絡体制の充実〔防災・資産管理課〕 (1) 情報連絡体制の明確化 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努める。</p>	<p>2 情報連絡体制の充実〔防災・資産管理課〕 (1) 情報連絡体制の明確化 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努める。 <u>また、デジタル技術を活用した災害対策本部内の情報共有手順を整理するとともに、迅速な情報共有のための訓練を実施するものとする。</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-5-⑤>></p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<u>(新設)</u>	<u>(2) 情報収集項目の整理・明確化</u> 収集した情報や各種連絡事項等を庁内及び関係機関と迅速かつ円滑に情報共有するため、発災後に必要となる情報をフェーズごとに整理し、その内容について共通認識を図るものとする。	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-5-⑥>>
<u>(2) (略)</u>	<u>(3) (略)</u>	
<u>(新設)</u>	<u>3 広報活動体制の強化〔防災・資産管理課 未来創造課〕</u> 市は、災害の状況、災害応急対策の実施状況、各種生活情報を市民に迅速かつ的確に周知するため、平時から広報活動体制の強化に努めるものとする。	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-5-⑦>>
<u>(新設)</u>	<u>(1) デジタル技術を活用した情報発信</u> 市は、発災時において、市民が必要とする情報を迅速に発信するため、SNS等のデジタル技術の活用を推進し、円滑かつ確実な情報発信に努める。 また、災害時において多くの市民が公式SNS等から情報を収集できるよう、平時から公式SNS等の周知に努める。	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-5-⑧>>
<u>(新設)</u>	<u>(2) 報道機関との連携強化</u> 市民へ情報を伝達し、適切な行動を促すためには、報道機関による情報発信も重要であることから、市は、報道機関と災害時の情報発信に関する意見交換などを行い、連携の強化に努めるものとする。	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-5-⑨>>
<u>(新設)</u>	<u>(3) フェーズに応じた情報発信</u> 市は、必要な情報を市民に迅速かつ的確に周知するため、各フェーズにおいて、市民に発信する情報項目、発信主体、発信手段等を整理し、平時から関係機関と共有するものとする。	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-5-⑩>>
<u>(新設)</u>	<u>(4) Lアラートを活用した生活支援情報の発信</u> 市は、Lアラートを活用して生活支援情報を市民や報道機関に対して発信できるよう、体制の整備に努めるものとする。	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-5-⑪>>
<u>3 (略)</u>	<u>4 (略)</u>	
<u>4 業務継続体制の確保〔防災・資産管理課 人事課〕</u> 市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い	<u>5 業務継続体制の確保〔防災・資産管理課 人事課〕</u> 市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い	富山県地域防災計画を

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 必要な資源の継続的な確保 (2) 定期的な教育・訓練・点検等の実施 (3) 訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し</p> <p>(4) 計画の改訂</p>	<p>通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 必要な資源の継続的な確保 (2) 定期的な教育・訓練・点検等の実施 (3) 訓練、過去の災害等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた業務実施体制・庁内外との連絡体制、各班の所掌事務等の継続的な見直しやDX（被災者支援システムの活用等）の促進 (4) 計画・マニュアル等の改訂</p>	<p>踏まえて修正<<修正要旨1-5-⑫>></p>
<p>5 (略)</p>	<p>6 (略)</p>	
<p>第6節 情報通信連絡体制の整備</p> <p>1 防災行政無線の整備（資料編5-1、5-2、14-8～14-10参照）〔防災・資産管理課 消防本部〕</p> <p>防災行政無線のデジタル化とともに、市内全域を網羅する防災行政無線の整備に努める。</p> <p>更には、防災行政無線に併せ、多種・多様な伝達手段（J-ALERT、テレビ、ラジオ、インターネット、市公式LINEアカウント、エリアメール等緊急速報メールサービス）等と連携した、総合的な防災情報システムを構築する。</p> <p>また、防災行政無線の整備に当たっては、津波により流失しないような設置場所、停電の際にも概ね72時間機能するような電源対策等に留意する。</p> <p>なお、災害時に避難所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し、整備に努める。</p>	<p>第6節 情報通信連絡体制の整備</p> <p>1 防災行政無線の整備（資料編5-1、5-2、14-8～14-10参照）〔防災・資産管理課 消防本部〕</p> <p>防災行政無線のデジタル化とともに、市内全域を網羅する防災行政無線の整備に努める。</p> <p>さらには、防災行政無線にあわせ、多種・多様な伝達手段（J-ALERT、テレビ、ラジオ、インターネット、市公式LINEアカウント、エリアメール等緊急速報メールサービス）等と連携した、総合的な防災情報システムを構築する。あわせて、その他の情報伝達手段の導入などについて、継続的な検討・見直しを実施する。</p> <p>また、防災行政無線の整備に当たっては、津波により流失しないような設置場所、停電の際にも概ね72時間機能するような電源対策等に留意する。</p> <p>なお、災害時に避難所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し、整備に努める。</p>	<p>用語の統一</p> <p>災害対応検証を踏まえ修正<<修正要旨1-6-①>></p>
<p>2 運用対策〔防災・資産管理課 消防本部〕</p> <p>(1) (略)</p>	<p>2 運用対策〔防災・資産管理課 消防本部〕</p> <p>(1) (略)</p>	
<p>(2) 通信設備は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。また、非常用発電設備については、災害発生時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練</p>	<p>(2) 通信設備は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。また、非常用発電設備の整備充実に努めるとともに、災害発生時における商用電力の停止を想定し、保守</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
を定期的に行う。	点検及び操作訓練を定期的に行う。	正
3～5（略）	3～5（略）	
<p>6 消防・救急無線のデジタル化〔消防本部〕</p> <p>市は、消防・救急無線をデジタル化し、情報収集・伝達体制の整備・充実に努める。</p>	<p>6 消防・救急無線のデジタル化〔消防本部〕</p> <p>市は、消防・救急無線をデジタル化し、情報収集・伝達体制の整備・充実に努める。<u>あわせて、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策を推進する。</u></p>	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-6-②>>
<p>7 多様な通信手段・通信媒体の確保〔防災・資産管理課〕</p> <p>市は、<u>西日本電信電話株式会社</u>が指定する災害時優先電話の確保を図るとともに、孤立集落対策等のための衛星通信の活用など多様な通信手段の確保に努める。</p> <p>また、協定を締結している射水ケーブルネットワーク株式会社、エフエムいみず株式会社及び射水市アマチュア無線非常通信協力会と連携を密にし、通信体制の整備を図る。</p> <p><u>更</u>には、主な公共施設に設置している無線LAN（Wi-Fi）アクセスポイントを活用し、スマートフォン、タブレット端末による、情報収集・伝達体制の整備・充実に努める。</p>	<p>7 多様な通信手段・通信媒体の確保〔防災・資産管理課〕</p> <p>市は、<u>NTT 西日本株式会社</u>が指定する災害時優先電話の確保を図るとともに、孤立集落対策等のための衛星通信の活用など多様な通信手段の確保に努める。</p> <p>また、協定を締結している射水ケーブルネットワーク株式会社、エフエムいみず株式会社及び射水市アマチュア無線非常通信協力会と連携を密にし、通信体制の整備を図る。</p> <p><u>さら</u>には、主な公共施設に設置している無線LAN（Wi-Fi）アクセスポイントを活用し、スマートフォン、タブレット端末による、情報収集・伝達体制の整備・充実に努める<u>とともに、あらゆる通信手段の検討・充実に努める。</u></p> <p><u>その他、音声や多言語による情報発信、自主防災組織による支援、アプリの活用等、要配慮者の特性に応じた多様な情報伝達手段を確保し、多重化を行うことで、確実に情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。</u></p>	用語の統一 富山県地域防災計画、災害対応検証を踏まえて修正<<修正要旨1-6-③>>
8～9（略）	8～9（略）	
<p>第7節 相互応援体制の整備</p> <p>大規模な地震・津波災害が発生したときには、市だけでは災害応急・復旧活動を実施することが困難となる事態があるので、迅速かつ確かな応急対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。</p> <p>このため、市は、あらかじめ協定を締結するなど広域的相互応援体制の整備充実に努める。</p> <p>また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、受援計画（マニュアル）に沿って受援体制の整備に努める<u>ものとする</u>。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする</p>	<p>第7節 相互応援体制の整備</p> <p>大規模な地震・津波災害が発生したときには、市だけでは災害応急・復旧活動を実施することが困難となる事態があるので、迅速かつ確かな応急対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。</p> <p>このため、市は、あらかじめ協定を締結するなど広域的相互応援体制の整備充実に努める。</p> <p>また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、受援計画（マニュアル）に沿って受援体制の整備に努める<u>とともに、受援の流れや応援機関との連絡方法等について双方が定期的に確認し、防災訓練等を通じて習熟を図る。</u>特に、庁内</p>	富山県地域防災計画、災害対応検証を踏まえて修正<<修正要旨1-7-①>>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>る。その際、<u>新型コロナウイルス感染症</u>を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p>	<p>全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>あわせて、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など、お宿泊場所として活用可能な施設等の把握に努めるものとする。</u>その際、<u>新型インフルエンザ等（指定感染症及び新感染症を含む。）</u>を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p>	
<p>1 県との連携体制の整備〔防災・資産管理課〕 市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p>	<p>1 県との連携体制の整備〔防災・資産管理課〕 市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県<u>及び警察</u>と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 <u>また、災害発生時には、市の被災情報の収集や業務調整を行うことを目的に、県及び警察から被災市町村にリエゾンが派遣されるため、円滑な連携に向け、平時から訓練やリエゾンを通じた情報共有方法の確認等を実施する。</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-7-②>></p>
<p>2 他市町村との相互応援体制の整備〔防災・資産管理課 人事課〕 市は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。 また、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 なお、周辺市町村が被災した場合、市が後方支援基地となる可能性があるため、あらかじめ受入体制の整備に努める。</p>	<p>2 他市町村との相互応援体制の整備〔防災・資産管理課 人事課〕 市は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。 また、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化する<u>ことに加え、被災者再建支援システムを導入し、人員の負担軽減及び業務の円滑化を図る</u>など、体制の整備に努める。 なお、周辺市町村が被災した場合、市が後方支援基地となる可能性があるため、あらかじめ受入体制の整備に努める。</p>	<p>災害対応検証を踏まえて修正<<修正要旨1-7-③>></p>
<p>3 事業所・企業等との相互応援体制の整備〔防災・資産管理課 関係各課〕 事業所・企業等との応援・協力活動等が円滑に行われるように、事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、応援体制を整備する。</p>	<p>3 事業所・企業等との相互応援体制の整備〔防災・資産管理課 関係各課〕 事業所・企業等との応援・協力活動等が円滑に行われるように、事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、応援体制を整備する。<u>あわせて、各機関との定期的な意</u></p>	<p>防災基本計画、富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>また、流通備蓄による食料調達を確実にするために、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充を検討する。</p> <p>災害時の帰宅困難者支援を進めるために、県が防災関係機関等と締結した協定内容を基に、市においても対策を実施する。</p>	<p><u>見交換や訓練の機会を設けるなど、平時からの顔の見える関係構築づくりや関係機関間の連携強化に努める。</u></p> <p>また、流通備蓄による食料調達を確実にするために、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充を検討する。</p> <p>災害時の帰宅困難者支援を進めるために、県が防災関係機関等と締結した協定内容を基に、市においても対策を実施する。</p> <p><u>なお、締結した協定については、国の「災害時応援協定システム」で一元管理し、庁内各部局や県、他市町村等と共有することで、災害時の迅速な応援要請を図る。</u></p>	<p>正 要 旨 1-7-④>></p>
<p>第8節 消防・水防体制の整備</p> <p>1 消火体制の強化〔消防本部 消防団〕（資料編6-1～6-6）</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第8節 消防・水防体制の整備</p> <p>1 消火体制の強化〔消防本部 消防団〕（資料編6-1～6-6）</p> <p>(1) (略)</p>	
<p>(2) 消火用資機材等の充実</p> <p>市は、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、救助工作車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、その他の消防施設、設備等の整備充実を図るとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を維持する。</p>	<p>(2) 消火用資機材等の充実</p> <p>市は、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、救助工作車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、その他の消防施設、設備等について、<u>大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応できるように</u>整備充実を図るとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を維持する。</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正</p>
<p>(3)～(4) (略)</p>	<p>(3)～(4) (略)</p>	
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>	
<p>第9節 医療救護体制の整備</p> <p>1 医療救護体制の整備（資料編7-1参照）〔市民病院 保健センター〕</p> <p>市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、薬業関係団体等の協力を得て、災害医療救護体制の確立に努める。</p>	<p>第9節 医療救護体制の整備</p> <p>1 医療救護体制の整備（資料編7-1参照）〔市民病院 保健センター〕</p> <p>市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、薬業関係団体等の協力を得て、災害医療救護体制の確立に努める。</p> <p><u>また、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できる広域災害・救急医療情報システム（EMIS※）の操作等の訓練を定期的に行う。</u></p> <p><u>※ 広域災害・救急医療情報システム</u> <u>（Emergency Medical Information System、略称「EMIS」）災害拠点病院をはじめとした医療機関、医療関係団体、消防機関、保健所、市町村等との情報ネットワーク化及び国、都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り、災</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-9-①>></p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
	<p><u>害時における被災地内、被災地外における医療機関の活動状況など、災害医療に関わる情報を収集・提供し被災地域での迅速かつ適切な医療・救護活動を支援することを目的としたシステム</u></p>	
2～3 (略)	2～3 (略)	
<p>4 連絡体制等の整備〔市民病院 消防本部〕</p> <p>市は、救護所等から搬送される負傷者数が多数発生し、市内の医療機関で対処できなくなる事態に備え、近隣市町村及び近隣県の医療施設との連携を図るとともに、医療機関に関する情報の収集体制を整備する。また、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。</p> <p><u>また、大規模災害時に保健医療福祉調整本部及び保健所が保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等を行うための災害時保健医療福祉活動支援システム (D 2 4 H) を活用できるように、体制の整備に努める。</u></p> <p><u>更に、関係機関の協力を得て、トリアージ訓練を継続的に実施する。</u></p> <p>※ トリアージとは、傷病者を重症度と緊急度によって選別すること。</p>	<p>4 連絡体制等の整備〔市民病院 消防本部 <u>福祉保健部</u> <u>こども家庭部</u>〕</p> <p>市は、救護所等から搬送される負傷者数が多数発生し、市内の医療機関で対処できなくなる事態に備え、近隣市町村及び近隣県の医療施設との連携を図るとともに、医療機関に関する情報の収集体制を整備する。また、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。</p> <p><u>さらに、関係機関の協力を得て、トリアージ訓練を継続的に実施する。</u></p> <p>※ トリアージとは、傷病者を重症度と緊急度によって選別すること。</p> <p><u>また、大規模災害時に県が保健医療福祉調整本部を立ち上げた際に、保健医療福祉活動に関する情報の集約・分析を行い、活動方針を検討するとともに、県・厚生センター・医師会等との連絡・調整を行い、連携体制を整備する。</u></p>	<p>組織体制を更新</p> <p>用語の統一</p> <p>防災基本計画を踏まえて修正<u>《修正要旨1-9-②》</u></p>
5 (略)	5 (略)	
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>6 医療ニーズの高い方の把握〔市民病院 福祉保健部 こども家庭部〕</u></p> <p><u>市は、平時から精神障害者や在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者や人工透析実施患者等、医療ニーズの高い方の治療及び生活状況の把握に努め、被災時の支援体制を関係機関と連携して整備する。</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<u>《修正要旨1-9-③》</u></p>
6 (略)	7 (略)	
第10節 (略)	第10節 (略)	
第11節 避難所の整備	第11節 避難所の整備	富山県地域

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第1 地震に関する対策</p> <p>1 避難所の確保（資料編9-1参照）〔防災・資産管理課 各施設所管課〕</p> <p>市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、次の基準により避難場所・避難所を指定しておく。避難所を指定する際には、併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、集団2次避難や他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>また、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者の受け入れ先として指定している社会福祉施設や介護保険施設等を福祉避難所の拡充に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>なお、避難場所・避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直す。</p>	<p>第1 地震に関する対策</p> <p>1 避難所の確保（資料編9-1参照）〔防災・資産管理課 各施設所管課〕</p> <p>市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、次の基準により避難場所・避難所を指定しておく。避難所を指定する際には、あわせて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、集団2次避難や他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>また、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者の受け入れ先として指定している社会福祉施設や介護保険施設等を福祉避難所の拡充に努めるとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>なお、避難場所・避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直す。</p>	<p>防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-11-①>></p> <p>用語の統一</p>
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)	
<p>(4) 避難所における施設、設備の整備</p> <p>市は、避難所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。</p> <p>なお、施設、設備については、感染症への対策や要配慮者への配慮を行うよう努める。</p>	<p>(4) 避難所における施設、設備の整備</p> <p>市は、避難所において避難住民の生活を確保するため、<u>トイレ、キッチン、ベッド、シャワー等の避難所の環境改善に必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、必要な施設、設備の確保のため、民間事業者等との災害時応援協定の締結を促進する。</u></p> <p>なお、施設、設備については、感染症への対策や要配慮者への配慮を行うよう努める。</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨1-11-②>></p>
<p>ア 避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具、マスク、消毒液等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等のほかLPガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p>	<p>ア 避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、<u>テント</u>、炊出し用具、毛布、暖房用具、マスク、消毒液等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等のほかLPガス設備等の整備に努める。<u>また、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>富山県地域防災計画、防災基本計画を踏まえて修正<<修正要旨1-11-③>></p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>また、必要に応じ避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に取り組むものとする。</p>	<p>する。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。 さらに、必要に応じ避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に取り組むものとする。</p>	
<p>イ～ウ（略）</p>	<p>イ～ウ（略）</p>	
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>エ 県の実証事業等を活用した先行事例を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>富山県地域防災計画、災害対応検証を踏まえて修正<<修正要旨 1-11-④>></p>
<p>(5) 避難所における運営体制の整備 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、避難所運営のために必要な事項を盛り込んだ「射水市避難所開設・運営マニュアル」に基づき、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。</p> <p>また、各避難所の運営に際して、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるよう努める。</p>	<p>(5) 避難所における運営体制の整備 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、<u>自主防災組織や社会福祉協議会等と連携し、避難所運営のために必要な事項を盛り込んだ「射水市避難所開設・運営マニュアル」に基づき、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図り、実践的な訓練を継続的に実施することで、習熟を図る。</u> また、各避難所の運営に際して、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるよう努める。</p>	<p>富山県地域防災計画、災害対応検証を踏まえて修正<<修正要旨 1-11-⑤>></p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>	
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>3 避難所以外の避難者への対応〔防災・資産管理課〕</u> <u>市は、在宅避難者や車中泊避難者の支援について検討するよう努めるものとする。</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨 1-11-⑥>></p>
<p><u>3</u>（略）</p>	<p><u>4</u>（略）</p>	
<p>第2 津波に関する対策 1 津波避難ビル等の確保 〔防災・資産管理課 各施設所管課〕</p>	<p>第2 津波に関する対策 1 津波避難ビル等の確保 〔防災・資産管理課 各施設所管課〕</p>	<p>災害対応検証を踏まえ修正<<修正</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>市は、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」として指定緊急避難場所の指定を行う。なお、津波に対する緊急の避難場所としては、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる「津波避難ビル等」の指定・整備を行う。なお、指定した場合においては、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議する。住民等に対しては、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」と、「避難生活を送るために避難する場所」の違い等に合わせて、内容について、周知徹底する。</p> <p>※ 津波避難ビル等 津波避難ビル等は、津波による被害が想定される地域の中でも、地震発生から津波到達までの時間的猶予や、地形的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域に対し、やむを得ず適用される緊急的・一時的な避難施設。</p>	<p>市は、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」として指定緊急避難場所の指定を行う。なお、津波に対する緊急の避難場所としては、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる「津波避難ビル等」の指定・整備を行う。<u>あわせて、時間的・地理的要因により、避難対象区域外に避難出来ない場合のリスクを軽減するため、沿岸部を中心に指定緊急避難場所の確保に努める。</u>なお、指定した場合においては、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議する。住民等に対しては、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」と、「避難生活を送るために避難する場所」の違い等に合わせて、内容について、周知徹底する。</p> <p>※ 津波避難ビル等 津波避難ビル等は、津波による被害が想定される地域の中でも、地震発生から津波到達までの時間的猶予や、地形的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域に対し、やむを得ず適用される緊急的・一時的な避難施設。</p>	<p>要旨 1-11-⑦》</p>
<p>第12節 避難対策の確立 第1 共通事項 1 避難に関する広報〔防災・資産管理課 未来創造課〕 市は、住民が的確な避難行動を取ることができるようにするため、避難所や災害危険地域を明示したハザードマップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。</p>	<p>第12節 避難対策の確立 第1 共通事項 1 避難に関する広報〔防災・資産管理課 未来創造課〕 市は、住民が的確な避難行動を取ることができるようにするため、避難所や災害危険地域を明示したハザードマップや広報誌・PR紙・<u>各種デジタル技術</u>を活用して避難に関する広報活動を実施する。</p>	<p>災害対応検証を踏まえて修正《修正要旨1-5-⑧》</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>	
<p>(2) 避難のための知識の普及 市は、住民に対し次の事項の普及に努める。 ア 平常時における避難のための知識 イ 避難時における知識 ウ 避難収容後の心得 また、地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難については徒歩によることを原則とする。市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。</p>	<p>(2) 避難のための知識の普及 市は、住民に対し次の事項の普及に努める。 ア 平時における避難のための知識 イ 避難時における知識 ウ 避難収容後の心得 また、地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難については徒歩によることを原則とする。市は、<u>ハザードマップにおいて、想定される範囲の渋滞箇所とそのリスクを可視化することで、車での避難を抑制し、徒歩による迅速な避難を促進するとともに、</u>自動車免許所有者に対する継続的な啓</p>	<p>用語の統一 災害対応検証を踏まえ修正《修正要旨1-12-①》</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>ただし、各地域において、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、<u>市は、避難者が自動車ですら安全かつ確実に避難できる</u>方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、射水警察署と十分調整を図る。</p>	<p>発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。 ただし、各地域において、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合の<u>指針となるガイドラインを作成するなど</u>方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、射水警察署と十分調整を図る。</p>	
<p>2 避難誘導體制の確立〔防災・資産管理課 地域福祉課〕 市は、避難所への住民の誘導方法について、自治会・町内会、自主防災組織及び関係団体等と協議し、適切な避難誘導體制を確立するよう努める。特に要配慮者の避難誘導體制の確立に努める。 また、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮する。 特に、高齢者や障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時</u>より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。</p> <p><u>更に</u>、市は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</p>	<p>2 避難誘導體制の確立〔防災・資産管理課 地域福祉課〕 市は、避難所への住民の誘導方法について、自治会・町内会、自主防災組織及び関係団体等と協議し、適切な避難誘導體制を確立するよう努める。特に要配慮者の避難誘導體制の確立に努める。 また、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮する。 特に、高齢者や障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時</u>より、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する等</u>、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。 <u>さらに</u>、市は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</p>	<p>用語の統一 富山県地域防災計画、災害対応検証を踏まえて修正「修正要旨1-18-②」</p>
<p>3～5（略）</p>	<p>3～5（略）</p>	
<p>6 被災者等への的確な情報伝達活動〔防災・資産管理課 未来創造課 市民課〕 市は、情報収集・伝達手段として、特に、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備やIP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。さらには、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	<p>6 被災者等への的確な情報伝達活動〔防災・資産管理課 未来創造課 市民課〕 市は、情報収集・伝達手段として、特に、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備やIP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、<u>情報を適切に収集・整理しフェーズごとに的確な情報発信が出来るよう体制の強化を図る</u>。さらには、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備</p>	<p>災害対応検証を踏まえ修正「修正要旨1-6-③」</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>また、市及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。</p>	<p>備を図る。 また、市及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。</p>	
<p>第2 津波に関する対策 1 <u>津波ハザードマップの普及・啓発</u>〔防災・資産管理課〕 市は、射水市津波ハザードマップを住民に周知し、市の津波の特徴、津波の浸水範囲、避難路、避難場所など津波災害に際する避難について、知識の普及・啓発を実施する。 <u>（新設）</u> <u>また</u>、市は、津波からの避難対策のため津波相談窓口を設置し、住民に対し、市の津波の特徴の説明を行うとともに、避難意識の高揚を図る。</p>	<p>第2 津波に関する対策 1 <u>津波リスクに対する周知・啓発</u>〔防災・資産管理課〕 市は、射水市津波ハザードマップを住民に周知し、市の津波の特徴、津波の浸水範囲、避難路、避難場所など津波災害に際する避難について、知識の普及・啓発を実施する。 <u>また、津波リスクのある沿岸部を中心に津波の浸水深や海拔を記した看板を設置し、出前講座等を通じて住民の防災意識の向上を図る。</u> <u>その他</u>、市は、津波からの避難対策のため津波相談窓口を設置し、住民に対し、市の津波の特徴の説明を行うとともに、避難意識の高揚を図る。</p>	<p>災害対応検証を踏まえて修正≪修正要旨1-12-②≫</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	
<p>第13節 帰宅困難者支援対策 (略)</p>	<p>第13節 帰宅困難者支援対策 (略)</p>	
<p>第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備 市は、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、<u>市備蓄計画を策定し</u>、現物備蓄や流通備蓄の体制を定めておくとともに、防災資機材等の整備を推進する。<u>更に</u>、要配慮者に配慮した品目を積極的に補充する。 また、震災時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、市は、日ごろから、個人備蓄の啓発・奨励を行う。</p>	<p>第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備 市は、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、現物備蓄や流通備蓄の体制を定めておくとともに、防災資機材等の整備を推進する。<u>さらに</u>、要配慮者に配慮した品目を積極的に補充する。 また、震災時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、市は、日ごろから、<u>出前講座や市広報等により</u>、個人備蓄の啓発・奨励を行う。</p>	<p>用語の統一 災害対応検証を踏まえ修正</p>
<p>1 食料及び生活必需品等の確保〔防災・資産管理課 財政課 地域福祉課 農林水産課〕 <u>平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに</u>、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</p>	<p>1 食料及び生活必需品等の確保〔防災・資産管理課 財政課 地域福祉課 農林水産課〕 災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 <u>また、物資の備蓄状況については、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画、富山県地域防災計画を踏まえて修正≪修正要旨1-14-①≫</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>災害が発生したときに備えて、食料及び生活必需品等の確保について<u>平常時</u>から次の措置を行う。</p>	<p>なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>災害が発生したときに備えて、食料及び生活必需品等の確保について<u>平時</u>から次の措置を行う。</p>	用語の統一
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	
2～6 (略)	2～6 (略)	
第15節 防災訓練の実施	第15節 防災訓練の実施	
1 (略)	1 (略)	
<p>2 訓練の種類及び内容の整備〔防災・資産管理課 消防本部 <u>用地・河川管理課</u>〕</p> <p>(1) (略)</p>	<p>2 訓練の種類及び内容の整備〔防災・資産管理課 消防本部 <u>河川・港湾課</u>〕</p> <p>(1) (略)</p>	組織体制を更新
<p>(2) 基礎的訓練の実施</p> <p>ア 職員参集訓練</p> <p>勤務時間外の災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、職員を非常招集する訓練を原則として、年1回以上実施する。</p>	<p>(2) 基礎的訓練の実施</p> <p>ア 職員参集訓練</p> <p>勤務時間外の災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、職員を非常招集する訓練を原則として、年1回以上実施する。</p> <p><u>訓練では、必要な職員の動員体制の整備や参集時のルール・連絡方法、災害対策本部での受付手順等を確認するものとする。</u></p>	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨 1-5-②、1-15-①>>
イ～ウ (略)	イ～ウ (略)	
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>エ 消防訓練</u></p> <p><u>消防は、積雪による交通障害や同時多発火災、消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域住民一体となった消防訓練や隣接消防との合同消防訓練を実施するよう努める。</u></p>	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨 1-15-①>>
<p><u>エ</u> 水防訓練</p>	<p><u>オ</u> 水防訓練</p>	
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>カ 避難所開設・運営訓練</u></p> <p><u>市及び自主防災組織、防災士等は、事前に作成したマニュアル等を用いて避難所の開設・運営訓練を行う。</u></p>	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考								
		旨 1-15-① ≫								
<u>(新設)</u>	<u>キ 津波避難訓練</u> <u>各地区において避難経路の確認や共助を基本とする避難行動（避難の呼び掛け、要配慮者の介助）など、実践的な津波避難訓練を継続して実施することにより、住民一人ひとりの避難行動の習熟度を高める。</u>	災害対応検証を踏まえ修正≪修正 要旨 1-2-①、1-15-① ≫								
3～7（略）	3～7（略）									
第16節 防災知識の普及 第1 地震に関する防災知識の普及 1（略）	第16節 防災知識の普及 第1 地震に関する防災知識の普及 1（略）									
2 緊急地震速報を見聞きした <u>ときの</u> 行動〔防災・資産管理課〕 <u>緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかないため、その短い間に身の安全を確保する必要がある。</u> <u>また、この短い間に行動を起こすためには、緊急地震速報が発表されたことを即座にわかるよう専用の音（報知音）を覚えておくことが重要である。</u>	2 緊急地震速報を見聞きした <u>場合</u> に <u>取るべき</u> 行動〔防災・資産管理課〕 <u>緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</u>	富山県地域防災計画を踏まえて修正≪修正 要旨 1-16-① ≫								
<u>(新設)</u>	<table border="1" data-bbox="1059 1027 1910 1495"> <thead> <tr> <th data-bbox="1059 1027 1205 1067">入手場所</th> <th data-bbox="1205 1027 1910 1067">とるべき行動の具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1059 1067 1205 1262">自宅等屋内</td> <td data-bbox="1205 1067 1910 1262"><u>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。</u> ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 1262 1205 1430">駅やデパート等の集客施設</td> <td data-bbox="1205 1262 1910 1430">館内放送や係員の指示がある場合は、<u>落ち着いてその指示に従い行動する。</u> ＜注意＞ ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 1430 1205 1495">屋外</td> <td data-bbox="1205 1430 1910 1495">ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、<u>これらのそばから離れる。</u></td> </tr> </tbody> </table>	入手場所	とるべき行動の具体例	自宅等屋内	<u>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。</u> ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。	駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、 <u>落ち着いてその指示に従い行動する。</u> ＜注意＞ ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。	屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、 <u>これらのそばから離れる。</u>	富山県地域防災計画を踏まえて修正 ≪修正 要旨 1-16-① ≫
入手場所	とるべき行動の具体例									
自宅等屋内	<u>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。</u> ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。									
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、 <u>落ち着いてその指示に従い行動する。</u> ＜注意＞ ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。									
屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、 <u>これらのそばから離れる。</u>									

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）		備考
		<p>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p>	
	車の運転中	<p>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>	
<p>3 教職員及び児童・生徒に対する防災教育〔学校教育課〕 (1) 防災に関する安全計画 ア～ウ（略）</p>	<p>3 教職員及び児童・生徒に対する防災教育〔学校教育課〕 (1) 防災に関する安全計画 ア～ウ（略）</p>		
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>エ 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、安否確認方法、事後措置及び保護者との連絡方法（一斉メールの活用等）のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図るとともに継続的に見直しを行う。</u></p>		<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨 1-16-②>></p>
<p>(2)～(3)（略）</p>	<p>(2)～(3)（略）</p>		
<p>4 職員に対する防災教育〔防災・資産管理課〕 (1) 教育の方法 ア ロールプレイング方式による図上訓練の実施 イ 講習会、研修会の実施 <u>ウ</u> 現地調査、視察等の実施 <u>エ</u> 職員行動マニュアル等印刷物の配布</p>	<p>4 職員に対する防災教育〔防災・資産管理課〕 (1) 教育の方法 ア ロールプレイング方式による図上訓練の実施 イ 講習会、研修会の実施 ウ <u>国等が実施する研修への派遣</u> エ <u>防災士養成研修の受講</u> <u>オ</u> 現地調査、視察等の実施 <u>カ</u> 職員行動マニュアル等印刷物の配布</p>		<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨 1-16-③>></p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p>(2) 教育内容</p> <p>ア 地震の特性や災害の基礎知識 イ 過去の主な被害事例 ウ 業務継続計画（BCP）の理解と運用 エ 各機関の防災体制 オ 市の実施すべき災害時の応急対策等 カ 災害時における各自の具体的役割と行動 キ 非常参集の方法 ク 情報収集の方法 ケ 防災関係法令の運用 コ その他必要な事項</p>	<p>(2) 教育内容</p> <p>ア <u>各機関の防災体制と各自の任務分担と指揮命令系統</u> イ <u>職員の安否確認の実施基準と非常参集の方法</u> ウ 地震の特性や災害の基礎知識 エ 過去の主な被害事例 オ 業務継続計画（BCP）の理解と運用 カ 各機関の防災体制 キ 市の実施すべき災害時の応急対策等 ク 災害時における各自の具体的役割と行動 ケ 非常参集の方法 コ 情報収集の方法 サ 防災関係法令の運用 シ その他必要な事項 ス <u>各機関内又は関係機関との円滑な情報共有</u> セ <u>事前の備え（執務室の整理整頓、災害対応資機材の保管場所の確認等）</u> ソ <u>他自治体等の防災体制や災害対応</u></p>	<p>富山県地域 防災計画を 踏まえて修 正<<修正要 旨 1-16-④ >></p>
<p>5～10 (略)</p>	<p>5～10 (略)</p>	
<p>第2 (略)</p>	<p>第2 (略)</p>	
<p>第17節 自主防災組織等の育成・強化 1 自主防災組織の充実(資料編6-6、14-12参照) [防 災・資産管理課 市民活躍・文化課] (1) (略)</p>	<p>第17節 自主防災組織等の育成・強化 1 自主防災組織の充実(資料編6-6、14-12参照) [防 災・資産管理課 市民活躍・文化課] (1) (略)</p>	
<p>(2) 防災士の養成と自主防災組織の育成・強化 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成充実 を図るため、市は、県等と協力して、より一層きめこまやかな 指導・助言に努める。<u>地域において、防災リーダーとなる 防災士の養成を推進するとともに、</u>防災活動に必要な各種マ ニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織防災訓練 テキスト配布、リーダー養成講習会の実施、防災講演会、市 政出前講座等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努め る。</p>	<p>(2) 防災士の養成と自主防災組織の育成・強化 災害時において重要な役割を担う自主防災組織<u>や地域の防 災リーダー</u>の育成充実を図るため、<u>スキルアップ研修等を実 施する等、</u>市は、県等と協力して、より一層きめこまやかな 指導・助言に努める。 <u>市は、防災の専門知識を備え、避難所運営への参画や地区 防災計画の策定を推進できる地域の防災リーダーとして、防 災士の養成を推進する。また、女性防災士の養成を推進する ことで、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図る。</u> <u>あわせて、</u>防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組 織研修用教材、自主防災組織防災訓練テキスト配布、リーダ ー養成講習会の実施、防災講演会、市政出前講座等の開催な</p>	<p>富山県地域 防災計画を 踏まえて修 正<<修正要 旨 1-17-① >></p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
	<p>ど教育訓練を受ける機会や防災士同士が活動事例を共有する機会、交流する機会の提供に努める。</p>	
(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)	
<p>(5) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携 自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進める。更に、地域住民・団体等が連携し、地区防災計画の策定に努める。市は、<u>地区防災計画の策定を支援すると共に、提案があった場合は、市防災会議において協議し、地域防災計画に定めることができる。</u></p>	<p>(5) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携 自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進める。<u>さらに、地域住民・団体等が連携し、地区防災計画の策定に努める。市は、出前講座等を実施し、地区防災計画策定のプロセスや立案の重要性等を示すとともに、計画作成の手引きの活用や防災士をアドバイザーとして派遣する制度等を活用し、計画策定を支援する。</u> 提案があった場合は、市防災会議において協議し、地域防災計画に定めることができる。</p>	<p>災害対応検証を踏まえ修正<<修正要旨 1-17-②>> 用語の統一</p>
<p>2 自主防災組織の活動〔防災・資産管理課 市民活躍・文化課 消防本部 消防団〕 (1) <u>平常時</u>の活動 ア～イ (略)</p>	<p>2 自主防災組織の活動〔防災・資産管理課 市民活躍・文化課 消防本部 消防団〕 (1) <u>平時</u>の活動 ア～イ (略)</p>	<p>用語の統一</p>
<p>ウ 防災訓練の実施 (ア) 情報の収集・伝達訓練 (イ) 初期消火訓練 (ウ) 避難訓練 (エ) 救出・救援訓練 (オ) 給食・給水訓練 (カ) 緊急地震速報対応訓練</p>	<p>ウ 防災訓練の実施 (ア) 情報の収集・伝達訓練 (イ) 初期消火訓練 (ウ) 避難訓練 (エ) 救出・救援訓練 (オ) 給食・給水訓練 (カ) 緊急地震速報対応訓練 <u>(キ) 安否確認訓練</u> <u>(ク) 避難所開設・運営訓練</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨 1-17-③>></p>
エ～オ (略)	エ～オ (略)	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(2) (略)	(2) (略)	
3～4 (略)	3～4 (略)	
<p>第18節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 在宅の要配慮者対策〔福祉保健部 政策推進課 防災・資産管理課〕</p> <p>(1) 要配慮者に対する意識啓発</p> <p>市は、要配慮者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、国及び県の要配慮者に関するガイドラインを踏まえた災害対策マニュアルを作成するなど、防災上必要な知識の普及啓発に努める。</p>	<p>第18節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 在宅の要配慮者対策〔福祉保健部 <u>こども家庭部</u> 政策推進課 防災・資産管理課〕</p> <p>(1) 要配慮者に対する意識啓発</p> <p>市は、要配慮者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、国及び県の要配慮者に関するガイドラインを踏まえた災害対策マニュアルを作成するなど、防災上必要な知識の普及啓発に努める。<u>また、要配慮者自身による自助対策（家具の固定、備蓄品や持ち出し品の用意、近所との関係づくりなど）を推奨するものとする。</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨 1-18-①>></p>
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)	
<p>(4) 避難行動要支援者の支援体制の整備</p> <p>市は、射水市消防本部、射水警察署、射水市社会福祉協議会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、自治会及び町内会、自主防災組織の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。また、避難行動要支援者の実態に即した、避難所や避難路、避難手段等、具体的な個別避難計画についても避難支援者と情報を共有する。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を<u>講じる</u>ものとする。</p> <p>なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図り、訓練等により、両計画の一体的な運用を推進する。</p>	<p>(4) 避難行動要支援者の支援体制の整備</p> <p>市は、射水市消防本部、射水警察署、射水市社会福祉協議会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、自治会及び町内会、自主防災組織の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。また、避難行動要支援者の実態に即した、避難所や避難路、避難手段等、具体的な個別避難計画についても避難支援者と情報を共有する。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を<u>講ずる</u>ものとする。</p> <p>なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図り、訓練等により、両計画の一体的な運用を推進する。</p> <p><u>市は、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、個別避難計画に沿った実践的な避難訓練を福祉施設等とも連携して継続的に実施し、関係者との協働体制の構築に努</u></p>	<p>用語の統一</p> <p>富山県地域防災計画、災害対応検証を踏まえて修正<<修正要旨 1-18-②>></p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
	<u>めるものとする。</u>	
(5) (略)	(5) (略)	
(6) 情報伝達、避難誘導體制の整備 ア 地域ぐるみの協力のもと、要配慮者が迅速で安全に避難するための、きめ細かな情報伝達、避難誘導體制の確立を図る。	(6) 情報伝達、避難誘導體制の整備 ア 地域ぐるみの協力のもと、要配慮者が迅速で安全に避難するための、きめ細かな情報伝達 <u>体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等により</u> 避難誘導體制の確立を図る。	富山県地域防災計画、災害対応検証を踏まえて修正<<修正要旨 1-18-②>>
イ～エ (略)	イ～エ (略)	
(7)～(10) (略)	(7)～(10) (略)	
2 (略)	2 (略)	
3 外国人対策〔市民活躍・文化課〕 (1) 防災知識の普及・啓発 日本語が不自由な外国人のために、外国人対応のハザードマップ・行動マニュアルの配布や、ホームページ等における外国語による防災情報の提供など、日ごろから避難所等の周知や防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、地域に住む外国人を含めた防災訓練等の実施に努めるとともに、外国人住民の参加を呼び掛ける。	3 外国人対策〔市民活躍・文化課〕 (1) 防災知識の普及・啓発 日本語が不自由な外国人のために、外国人対応のハザードマップ・行動マニュアルの配布や、ホームページ等における外国語による防災情報の提供など、 <u>デジタル技術も活用して</u> 日ごろから避難所等の周知や防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、地域に住む外国人を含めた防災訓練等の実施に努めるとともに、外国人住民の参加を呼び掛ける。	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨 1-11-①>>
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)	
4 (略)	4 (略)	
第19節 災害救援ボランティア受入体制の整備 1～3 (略)	第19節 災害救援ボランティア受入体制の整備 1～3 (略)	
4 災害救援ボランティアの受入体制の整備〔地域福祉課 社会福祉協議会〕 (1) 災害救援ボランティア関係団体との連携強化 大規模災害発生時には、速やかな「 <u>市災害救援ボランティア本部</u> 」の設置が求められている。このため、市社会福祉協議会は、 <u>平常時</u> から災害時におけるボランティアの円滑な受入れなどについて <u>の諸問題の検討やボランティア関係団体等との連携強化</u> を図る。	4 災害救援ボランティアの受入体制の整備〔地域福祉課 社会福祉協議会〕 (1) 災害救援ボランティア関係団体との連携強化 大規模災害発生時には、速やかな「 <u>市災害ボランティアセンター</u> 」の設置が求められている。このため、市社会福祉協議会は、 <u>平時</u> から災害時におけるボランティアの円滑な受入れ、 <u>被災者に対するボランティア活用の呼び掛け、メディアを活用したボランティアについての情報発信</u> などについて <u>検討するとともに、県内のボランティア関係機関・団体等の連携強化</u> を図る。	用語の統一 富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨 1-19-①>>
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考																								
第20節 (略)	第20節 (略)																									
1～2 (略)	1～2 (略)																									
<p>第2章 災害応急対策計画 第1節 組織体制の確立</p> <p>大規模な地震・津波災害が発生し被害が拡大するおそれがあるときに、応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、必要な職員の動員・配備を行う。</p> <p>また、各機関は、市域に大規模な地震・津波災害が発生したときは、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。</p> <p>この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能の全てを挙げて災害応急対策活動に協力する。</p>	<p>第2章 災害応急対策計画 第1節 組織体制の確立</p> <p>大規模な地震・津波災害が発生し被害が拡大するおそれがあるときに、応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、必要な職員の動員・配備を行う。</p> <p><u>体制の確立後は、指揮命令系統や各自・所属組織の発災後の各段階における役割を確認するとともに、迅速かつ確実な災害応急対応にあたるよう努める。</u></p> <p>また、各機関は、市域に大規模な地震・津波災害が発生したときは、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。</p> <p>この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能の全てを挙げて災害応急対策活動に協力する。</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨2-1-①>></p>																								
<p>1 動員配備〔全部局〕 (1) 人員配備 ア 消防部及び上下水道部を除く市職員</p> <table border="1" data-bbox="172 903 1008 1406"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2次非常配備</td> <td>(1) 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 (2) 津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。</td> <td>事態の推移に伴い速やかに第3次非常配備に切り替え得る態勢で、係長以上の職員及び所管部長が必要と認めた上記以外の職員がこれに当たる（職員総数の3分の1程度）。</td> </tr> <tr> <td>第3次非常配備</td> <td>(1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。</td> <td>災害対策に万全を期するため各部各班全員が当たる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	種 別	配備基準	配備内容	(略)	(略)	(略)	第2次非常配備	(1) 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 (2) 津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。	事態の推移に伴い速やかに第3次非常配備に切り替え得る態勢で、係長以上の職員及び所管部長が必要と認めた上記以外の職員がこれに当たる（職員総数の3分の1程度）。	第3次非常配備	(1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。	災害対策に万全を期するため各部各班全員が当たる。	<p>1 動員配備〔全部局〕 (1) 人員配備 ア 消防部及び上下水道部を除く市職員</p> <table border="1" data-bbox="1066 903 1892 1406"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2次非常配備</td> <td>(1) 震度5弱の地震が発生したとき。 (2) 津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。</td> <td>事態の推移に伴い速やかに第3次非常配備に切り替え得る態勢で、係長以上の職員及び所管部長が必要と認めた上記以外の職員がこれに当たる（職員総数の3分の1程度）。</td> </tr> <tr> <td>第3次非常配備</td> <td>(1) 震度5強以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。</td> <td>災害対策に万全を期するため各部各班全員が当たる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	種 別	配備基準	配備内容	(略)	(略)	(略)	第2次非常配備	(1) 震度5弱の地震が発生したとき。 (2) 津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。	事態の推移に伴い速やかに第3次非常配備に切り替え得る態勢で、係長以上の職員及び所管部長が必要と認めた上記以外の職員がこれに当たる（職員総数の3分の1程度）。	第3次非常配備	(1) 震度5強以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。	災害対策に万全を期するため各部各班全員が当たる。	<p>災害対応検証を踏まえ修正<<修正要旨2-1-②>></p>
種 別	配備基準	配備内容																								
(略)	(略)	(略)																								
第2次非常配備	(1) 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 (2) 津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。	事態の推移に伴い速やかに第3次非常配備に切り替え得る態勢で、係長以上の職員及び所管部長が必要と認めた上記以外の職員がこれに当たる（職員総数の3分の1程度）。																								
第3次非常配備	(1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。	災害対策に万全を期するため各部各班全員が当たる。																								
種 別	配備基準	配備内容																								
(略)	(略)	(略)																								
第2次非常配備	(1) 震度5弱の地震が発生したとき。 (2) 津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。	事態の推移に伴い速やかに第3次非常配備に切り替え得る態勢で、係長以上の職員及び所管部長が必要と認めた上記以外の職員がこれに当たる（職員総数の3分の1程度）。																								
第3次非常配備	(1) 震度5強以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。	災害対策に万全を期するため各部各班全員が当たる。																								

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画					修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)					備 考 災害対応検証を踏まえ修正<<修正要旨2-1-②>>	
【参集の伝達方法及び参集場所】					【参集の伝達方法及び参集場所】						
種別	参集基準 (配備基準)	参集職員	参集伝達 手段	参集場所	種別	参集基準 (配備基準)	参集職員	参集伝達 手段	参集場所		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
第2次非常配備	(1) 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 (2) 津波警報が発表されたとき。 (3) 市長(本部長)が必要と認めたとき。	第2次非常配備職員 ・市長 ・副市長 ・教育長 ・各部長 ・本部室要員	自動参集 <補完> 市メール 配信サービス、電話	災害対策本部室 (301 会議室)	第2次非常配備 (1) 震度5弱の地震が発生したとき。 (2) 津波警報が発表されたとき。 (3) 市長(本部長)が必要と認めたとき。	第2次非常配備職員 ・市長 ・副市長 ・教育長 ・各部長 ・本部室要員	自動参集 <補完> 市メール 配信サービス、電話	第2次非常配備職員 ・市長 ・副市長 ・教育長 ・各部長 ・本部室要員	災害対策本部室 (301 会議室)	災害対応検証を踏まえ修正<<修正要旨2-1-②>>	
		第2次非常配備職員 ・都市整備部職員 ・上下水道部職員		各所属庁舎					第2次非常配備職員 ・都市整備部職員 ・上下水道部職員		各所属庁舎
		第2次非常配備職員 ・係長以上の職員及び 所管部長が必要と認めた職員		各所属庁舎					第2次非常配備職員 ・係長以上の職員及び 所管部長が必要と認めた職員		各所属庁舎
第3次非常配備	(1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報が発表されたとき。 (3) 市長(本部長)が必要と認めたとき。	災害対策本部関係者 ・本部長 ・副本部長 ・本部長 ・本部室要員	自動参集 <補完> 市メール 配信サービス、職員参集メール配信	災害対策本部室 (301 会議室)	(1) 震度5強以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報が発表されたとき。 (3) 市長(本部長)が必要と認めたとき。	災害対策本部関係者 ・本部長 ・副本部長 ・本部長 ・本部室要員	自動参集 <補完> 市メール 配信サービス、職員参集メール配信	災害対策本部関係者 ・本部長 ・副本部長 ・本部長 ・本部室要員	災害対策本部室 (301 会議室)	災害対応検証を踏まえ修正<<修正要旨2-1-②>>	
		避難所開設担当職員		各担当避難所					避難所開設担当職員		各担当避難所
		第3次非常配備職員 (上記以外の全職員)		各所属庁舎 所属出先機関					第3次非常配備職員 (上記以外の全職員)		各所属庁舎 所属出先機関
(3)～(4) (略)					(3)～(4) (略)						
(5) 要員配備の調整 ア 各部の要員配備の調整 各部長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部内のその他の班に応援を指示する。なおかつ要員が不足するときは、企画管理部動員班に要員配備の調整を求める。企画管理部動員班は、要員配備の調整を求められた場合、各部の連絡調整班と調整を行う。					(5) 要員配備の調整 ア 各部の要員配備の調整 各部長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部内のその他の班に応援を指示する。なおかつ要員が不足するときは、企画管理部動員班に要員配備の調整を求める。企画管理部動員班は、要員配備の調整を求められた場合、各部の連絡調整班と調整を行う。 また、甚大な被害が生じ、長期間の対応が想定される場					富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨2-1-③>>	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考				
	<p><u>合は、あらかじめ交代要員として複数名を確保するよう努める。</u></p>					
イ (略)	イ (略)					
2 (略)	2 (略)					
<p>3 災害対策本部の設置〔市長 広報班 <u>総務班</u>〕 (1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="165 400 1028 555"> <tr> <td data-bbox="165 400 1028 440">災害対策本部の設置基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 440 1028 555"> <p>1 震度<u>6弱</u>以上の地震を観測したとき (自動設置)。 <u>2</u> 地震 (津波) による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると認められるとき。</p> </td> </tr> </table>	災害対策本部の設置基準	<p>1 震度<u>6弱</u>以上の地震を観測したとき (自動設置)。 <u>2</u> 地震 (津波) による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると認められるとき。</p>	<p>3 災害対策本部の設置〔市長 広報班 <u>本部班</u>〕 (1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="1059 400 1921 595"> <tr> <td data-bbox="1059 400 1921 440">災害対策本部の設置基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 440 1921 595"> <p>1 震度<u>5強</u>以上の地震を観測したとき (自動設置)。 <u>2</u> <u>大津波警報が発表されたとき (自動設置)。</u> <u>3</u> 地震 (津波) による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると認められるとき。</p> </td> </tr> </table>	災害対策本部の設置基準	<p>1 震度<u>5強</u>以上の地震を観測したとき (自動設置)。 <u>2</u> <u>大津波警報が発表されたとき (自動設置)。</u> <u>3</u> 地震 (津波) による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると認められるとき。</p>	<p>組織体制を 更新</p> <p>災害対応検証を踏まえ 修正<<修正 要旨2-1-② >></p>
災害対策本部の設置基準						
<p>1 震度<u>6弱</u>以上の地震を観測したとき (自動設置)。 <u>2</u> 地震 (津波) による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると認められるとき。</p>						
災害対策本部の設置基準						
<p>1 震度<u>5強</u>以上の地震を観測したとき (自動設置)。 <u>2</u> <u>大津波警報が発表されたとき (自動設置)。</u> <u>3</u> 地震 (津波) による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると認められるとき。</p>						
4 (略)	4 (略)					
<p>第2節 地震・津波に関する情報の収集・伝達 第1 (略)</p>	<p>第2節 地震・津波に関する情報の収集・伝達 第1 (略)</p>					

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)			備 考
第2 地震に関する情報 (1) 地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称について			第2 地震に関する情報 (1) 地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称について			富山県地域 防災計画を 踏まえて修 正<<修正要 旨2-2-①>>
区 分	情報発表の名称	内 容	区 分	情報発表の名称	内 容	
地震動特別警報	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに(※)、 強い揺れ が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。	地震動特別警報	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに(※)、 震度4以上 が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。	富山県地域 防災計画を 踏まえて修 正<<修正要 旨2-2-①>>
地震動警報		このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。	地震動警報		このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 地震情報の種類とその内容			(2) 地震情報の種類とその内容			富山県地域 防災計画を 踏まえて修 正<<修正要 旨2-2-①>>
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 (注2) ・震度 3 以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される 場合 ・緊急地震速報(警報)を 発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、 震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を 発表	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される 時 ・緊急地震速報(警報)を 発表した時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、 震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・ 地点名 を 発表	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	長周期地震動階級1以上を観測した場合に観測点で観測した長周期地震動階級などを発表する情報で、地震発生から10分程度で気象庁ホームページに掲載します。	長周期地震動に関する観測情報	・ 震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 (注1) ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 (注1)	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)				備 考				
発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合		(略)		発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合		(略)						
(略)		(略)		(略)		(略)						
<p>(注1) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。</p> <p>(注2) 気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。</p>				<p>(注1) <u>国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>								
2～3 (略)				2～3 (略)								
<p>第3 津波に関する情報</p> <p>1 情報の内容</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報ア(略)</p>				<p>第3 津波に関する情報</p> <p>1 情報の内容</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報ア(略)</p>								
【津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等】				【津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等】				富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨2-2-②>>				
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準		津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
			数値での発表(津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表					数値での発表(津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表		
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	<p>10m<予想される津波の最大波の高さ</p> <p>5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m</p> <p>3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m</p>	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合		<p>10m超</p> <p>10m<予想される津波の最大波の高さ</p> <p>10m</p> <p>5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m</p> <p>5m</p> <p>3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m</p>	巨大	<p>巨大な津波が襲い木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所から離れない。</p>	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。		
						津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のお	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離		

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画						修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)				備 考														
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 <u>海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</u> <u>注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</u>		それがあ	る場合		れる。														
<p>イ 津波警報等の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が<u>更に</u>高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 						<p>イ 津波警報等の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が<u>さらに</u>高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 <u>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u> <u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u> 						用語の統一 富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨2-2-②>>												
<p>(2) 津波情報 ア津波情報の発表等 【津波情報の種類と発表内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波情報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(注1)</u></td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表</td> </tr> </tbody> </table>							発表基準	内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(注1)</u>	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表	<p>(2) 津波情報 ア津波情報の発表等 【津波情報の種類と発表内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波情報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻(注1)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表</td> </tr> </tbody> </table>							発表基準	内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注1)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨2-2-②>>
	発表基準	内容																						
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(注1)</u>	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表																						
	発表基準	内容																						
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注1)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表																						

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画			修正案（変更部分のみ記載）			備考
(略)			(略)			
<p>(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。</p> <p>(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p>			<p>(注1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p>気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表される。</p>			
イ (略)			イ (略)			
【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】			【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】			富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨2-2-②>>
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	
大津波警報	1m超	数値で発表	大津波警報を 発表中	1m超	数値で発表	
	1m以下	「観測中」と発表		1m以下	「観測中」と発表	
津波警報	0.2m以上	数値で発表	津波警報を 発表中	0.2m以上	数値で発表	
	0.2m未満	「観測中」と発表		0.2m未満	「観測中」と発表	
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	津波注意報を 発表中	(全ての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	
<p>(3) 津波予報</p> <p>気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p>			<p>(3) 津波予報</p> <p>気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。<u>(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。)</u></p>			富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨2-2-②>>
発表基準	内容		発表される場合	内容		
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)		津波の心配なしの旨を発表		津波予報	
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)		高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表			
	津波注意報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)		津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表			
			(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「津波予報」			

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
	は「津波警報・注意報・予報」としてまとめた形で発表される。	
(4) (略)	(4) (略)	
2～3 (略)	2～3 (略)	
第3節 被害情報の収集・伝達・共有 1 (略)	第3節 被害情報の収集・伝達・共有 1 (略)	
(1) (略)	(1) (略)	
<p>(2) 被害状況の収集手段 総括的な情報も含め、多くの被害情報を収集し、災害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠であり、次の方法のほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。</p> <p>ア 富山県総合防災情報システムや消防本部から情報収集する。</p> <p>イ 参集職員から自宅周辺や参集途上で得た被害情報を収集する。</p> <p>ウ 住民からの通報により情報を収集する。</p> <p>エ 避難所、二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し情報を収集する。</p> <p>オ ライフライン、公共交通関係機関、報道機関等から情報を収集する。</p>	<p>(2) 被害状況の収集手段 総括的な情報も含め、多くの被害情報を収集し、災害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠であり、次の方法のほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。</p> <p>ア 富山県総合防災情報システムや消防本部から情報収集する。</p> <p>イ 参集職員から自宅周辺や参集途上で得た被害情報を収集する。</p> <p>ウ 住民からの通報により情報を収集する。</p> <p>エ 避難所、二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し情報を収集する。</p> <p>オ ライフライン、公共交通関係機関、報道機関等から情報を収集する。</p>	富山県地域防災計画、防災基本計画を踏まえて修正「 修正要旨2-3-① 」

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>カ 県消防防災ヘリコプター、自衛隊、海上保安部、国土交通省等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報収集する。</p>	<p>カ 県消防防災ヘリコプター、自衛隊、海上保安部、国土交通省等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報収集する。</p> <p><u>キ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等を利用して、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等から、情報を収集する。</u></p>	
(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)	
<p>(5) 被害情報等の伝達手段 市及び防災関係機関は、次の手段により被害情報等を伝達する。</p> <p>ア 電話、FAX、富山県総合防災情報システム等</p> <p>イ 有線が途絶したときは、高度情報通信ネットワーク、消防無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。</p> <p>ウ 全ての通信施設が不通のときは、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。</p> <p>エ 被害情報の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。このためヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、衛生通信用移動車等による映像伝送についても有効に活用する。</p> <p>オ 市アマチュア無線協力会に情報収集を依頼し、インターネット等についても有効に活用する。</p>	<p>(5) 被害情報等の伝達手段 市及び防災関係機関は、次の手段により被害情報等を伝達する。</p> <p>ア 電話、FAX、<u>内閣府の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）</u>、富山県総合防災情報システム等</p> <p>イ 有線が途絶したときは、高度情報通信ネットワーク、消防無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。</p> <p>ウ 全ての通信施設が不通のときは、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。</p> <p>エ 被害情報の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。このためヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、衛生通信用移動車等による映像伝送についても有効に活用する。</p> <p>オ 市アマチュア無線協力会に情報収集を依頼し、インターネット等についても有効に活用する。</p>	<p>富山県地域防災計画、防災基本計画を踏まえて修正<<修正要旨2-3-①>></p>
(6) (略)	(6) (略)	
<p>(7) 被害情報の報告（様式1～3参照）</p> <p>ア 災害即報 財務管理部<u>総務班</u>及び消防部は、市域内に被害が発生した場合、人的被害の状況、建築物の被害の状況及び水害、土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努める。被害が大規模であると認められる場合は、被害規模及び総括的な被害情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告するとともに、119番の通報の殺到状況</p>	<p>(7) 被害情報の報告（様式1～3参照）</p> <p>ア 災害即報 財務管理部<u>本部班</u>及び消防部は、市域内に被害が発生した場合、人的被害の状況、建築物の被害の状況及び水害、土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努めるとともに、<u>デジタル技術の活用により、関係機関に最新の情報を円滑に共有する。</u>被害が大規模であると認められる場合は、被害規模及び総括的な被害情報を県災害</p>	<p>組織体制を更新</p> <p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨2-3-②>></p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>についても、併せて国（総務省消防庁経由）及び県災害対策本部（防災・危機管理課）に通報する。</p> <p>また、被害状況、市災害対策本部の設置・解散状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>なお、県が被災し報告できない場合は、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。</p>	<p>対策本部（防災・危機管理課）に報告するとともに、119番の通報の殺到状況についても、あわせて国（総務省消防庁経由）及び県災害対策本部（防災・危機管理課）に通報する。</p> <p>また、被害状況、市災害対策本部の設置・解散状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>なお、県が被災し報告できない場合は、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。</p>	
イ（略）	イ（略）	
2～3（略）	2～3（略）	
第4節（略）	第4節（略）	
第5節 応援要請	第5節 応援要請	
1～6（略）	1～6（略）	
7 応援の受入れ〔動員班〕 (1)～(4)（略）	7 応援の受入れ〔動員班〕 (1)～(4)（略）	
(5) 経費の負担 応援に要した費用は、原則として、市で負担する。	(5) 経費の負担 応援に要した費用は、協定等の定めがある場合を除き、原則として、市で負担する。	富山県地域防災計画を踏まえて修正
8～11（略）	8～11（略）	
第6節～8節（略）	第6節～8節（略）	
第9節 要配慮者の安全確保	第9節 要配慮者の安全確保	
1 在宅の要配慮者の安全確保〔災害救助班 避難支援者〕 (1) 要配慮者の安全確保 ア～イ（略）	1 在宅の要配慮者の安全確保〔災害救助班 避難支援者〕 (1) 要配慮者の安全確保 ア～イ（略）	
ウ 自主防災組織等は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等と連携し、在宅の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。	ウ 自主防災組織等は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団、防災士等と連携し、在宅の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨2-9-①>>
(2) 避難行動要支援者の安全確保 ウ 市は、自主防災組織、消防団等の協力を得ながら、震度5弱以上の地震を観測したときは安否確認を行うと共に居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、	(2) 避難行動要支援者の安全確保 ウ 市は、自主防災組織や防災士、消防団等の協力を得ながら、震度5弱以上の地震を観測したときは安否確認を行うと共に居宅にとり残された避難行動要支援者の発見	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。	に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。	旨2-9-①≫
(3) (略)	(3) (略)	
2 社会福祉施設等における入所者の安全確保〔災害救助班〕(略)	2 社会福祉施設等における入所者の安全確保〔災害救助班〕(略)	
3 外国人の支援対策〔避難所班〕 (1) 外国人の救護 市は、地域の自治会・町内会、自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。 県は必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。	3 外国人の支援対策〔避難所班〕 (1) 外国人の救護 市は、地域の自治会・町内会、自主防災組織及びボランティアや地域のキーパーソン等の協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。 県は必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。	富山県地域防災計画を踏まえて修正≪修正要旨2-9-②≫
(2) 外国人への生活支援 ア 外国人への情報提供 市及び県は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。	(2) 外国人への生活支援 ア 外国人への情報提供 市及び県は、報道機関、特定技能所属機関及び地域のキーパーソン等の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。	富山県地域防災計画を踏まえて修正≪修正要旨2-9-②≫
イ 避難所における相談体制の整備 市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。	イ 避難所における相談体制の整備 市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア、富山県災害多言語支援センター及び特定技能所属機関等の協力を得ながら、相談体制を整備する。また、携帯型翻訳機・アプリ等の活用を推進する。	富山県地域防災計画を踏まえて修正≪修正要旨2-9-③≫
第10節 (略)	第10節 (略)	
第11節 避難所の開設・運営 1 (略)	第11節 避難所の開設・運営 1 (略)	
2 避難所の運営主体〔避難所開設担当職員 各施設管理者 住民〕 避難所は、避難所開設担当職員、施設管理者、避難者（住民）の三者が協力して開設・運営する。ただし、震災などの大規模かつ突発的な災害時には、住民だけでなく市職員及び施設管理者も被災者となり、市による避難所開設が間に合わない状況も予想されるため、避難者による自主的な避難所運営が必要となる。この場合、避難者が避難所運営の主体となり、市及び施設	2 避難所の運営主体〔避難所開設担当職員 各施設管理者 住民〕 避難所は、避難所開設担当職員、施設管理者、避難者（住民）の三者が協力して開設・運営する。ただし、震災などの大規模かつ突発的な災害時には、住民だけでなく市職員及び施設管理者も被災者となり、市による避難所開設が間に合わない状況も予想されるため、避難者による自主的な避難所運営が必要となる。この場合、避難者が避難所運営の主体となり、市及び施設	災害対応検証を踏まえて修正≪修正要旨2-11-①≫

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>管理者は、後方支援を行う。</p>	<p>管理者は、後方支援を行う。<u>そのため、避難所ごとに施設の特性に合わせた利用区分等について、事前に定めることとする。</u> <u>また、避難者が避難所開設担当職員や施設管理者より避難所へ早く到着した場合でも、自ら解錠ができるよう、地震解錠ボックスや避難所初動運営キットを設置する。運用方法については、「避難所開設・運営マニュアル」等に追記し、訓練を継続して実施することで、手順等の習熟を図る。なお、避難所初動運営キットには施設の利用区分等を同梱することで、開設当初から避難者同士で確認・共有ができるようにし、円滑な避難所運営を図る。</u></p>	
(1) (略)	(1) (略)	
3 (略)	3 (略)	
<p>4 避難所の管理運営〔避難所開設担当職員 各施設管理者 住民 避難所班 <u>住民衛生班</u> 災害救助班〕 避難所の運営責任者は、「避難所開設・運営マニュアル」を活用し、避難所開設担当職員、施設管理者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難所の管理運営に当たる。</p>	<p>4 避難所の管理運営〔避難所開設担当職員 各施設管理者 住民 避難所班 <u>衛生班</u> 災害救助班〕 避難所の運営責任者は、「避難所開設・運営マニュアル」を活用し、避難所開設担当職員、施設管理者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア、<u>防災士</u>等の協力を得て、避難所の管理運営に当たる。<u>また、施設の運営管理の効率化・改善の観点から、デジタル技術を積極的に活用する。</u></p>	<p>組織体制を更新 富山県地域防災計画、災害対応検証を踏まえて修正<<修正要旨 1-11-④>></p>
(1) (略)	(1) (略)	
<p>(2) 避難所の運営 運営責任者は、避難所における秩序の維持、情報の伝達、食料、水、清掃等について、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。役割分担の決定に際しては、被災者に過度の負担がかからないよう留意する。</p> <p>管理責任者は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮、エコノミークラス</p>	<p>(2) 避難所の運営 運営責任者は、避難所における秩序の維持、情報の伝達、食料、水、清掃等について、自治会・町内会、自主防災組織、<u>防災士</u>、ボランティア等、<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材</u>の協力を得て実施する。特に、<u>三者（避難者、施設管理者、市職員）の協力体制については、具体的に役割分担等を決定し、実践的な訓練を継続して実施することで、マニュアルの改善を適宜行いつつ、開設（解錠）手順等の習熟を図る。なお、役割分担の決定に際しては、被災者に過度の負担がかからないよう留意する。</u> 管理責任者は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮、エコノミークラス</p>	<p>富山県地域防災計画、災害対応検証を踏まえて修正<<修正要旨 2-11-②>></p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>症候群への注意呼び掛けを行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、インフルエンザ等集団感染の予防、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずる。</p>	<p>症候群への注意呼び掛けを行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、インフルエンザ等集団感染の予防、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずる。</p>	
<p>(3) 女性や子育て家庭に配慮した避難所運営</p> <p>市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮する。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u></p>	<p>(3) 女性や子育て家庭に配慮した避難所運営</p> <p>市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮する。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>女性のプライバシーや子育て家庭のニーズに配慮した専用スペースの確保、動線配置等について地域の事情に応じて事前に決めておくなど、円滑な避難所運営に努める。</u></p>	<p>災害対応検証を踏まえて修正「修正要旨 2-11-③」</p>
<p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(4)～(6) (略)</p>	
<p>(7) 家庭動物等の保護</p> <p>飼い主の分からない負傷又は逸走状態の家庭動物については、市民生活部<u>住民衛生班</u>、福祉保健部災害救助班が避難所の隣接地にその動物の収容所を設置する等、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、<u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u>また、市は、動物の収容所を設置する際に、県の適正な飼養の指導のもと動物愛護ボランティア団体等と協力し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p>	<p>(7) 家庭動物等の保護・<u>受け入れ</u></p> <p>飼い主の分からない負傷又は逸走状態の家庭動物については、市民生活部<u>衛生班</u>、福祉保健部災害救助班が避難所の隣接地にその動物の収容所を設置する等、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。市は、必要に応じ、<u>ペット同行避難が可能なスペースを調査し、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、ペット同行避難者への対応について、避難所開設・運営マニュアルに沿って適切な運用が実施させるよう、避難訓練等を通じて習熟を図る。</u></p> <p><u>あわせて、</u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。また、市は、動物の収容所を設置する際に、県の適正な飼養の指導のもと動物愛護ボランティア団体等と協力し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p>	<p>富山県地域防災計画、災害対応検証を踏まえて修正「修正要旨 2-11-④」</p> <p>組織体制を更新</p>
<p>(8) 避難所の早期解消</p> <p>避難所での生活が長期化して来ると、被災者の健康状態や栄養状態が悪化するなどの悪影響があるため、被災者の生活</p>	<p>(8) 避難所の早期解消</p> <p>避難所での生活が長期化して来ると、被災者の健康状態や栄養状態が悪化するなどの悪影響があるため、被災者の生活</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>環境を早期に整えることが重要である。また、避難所として利用している学校等を再開するため、できる限り早期に避難所を解消できるよう努める。</p> <p>このため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p>	<p>環境を早期に整えることが重要である。また、避難所として利用している学校等を再開するため、できる限り早期に避難所を解消できるよう努める。</p> <p>このため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p><u>市は、上記の対応や発災後の状況に応じて、避難所の撤収を判断し、避難者に周知するものとする。</u></p>	<p>正<<修正要旨 2-11-⑤>></p>
(9) (略)	(9) (略)	
5～8 (略)	5～8 (略)	
第12節 (略)	第12節 (略)	
第13節 救助・救急及び医療救護	第13節 救助・救急及び医療救護	
第1 (略)	第1 (略)	
第2 救急活動	第2 救急活動	
1～3 (略)	1～3 (略)	
4 医療機関との連携〔消防部 救護班〕	4 医療機関との連携〔消防部 救護班〕	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 消防部は、救急医療情報システムを活用して災害時後方医療機関の被災状況や重傷者の受入状況を確認し、迅速かつ的確に負傷者の搬送を行う。	(2) 消防部は、救急医療情報システム（EMIS）を活用して災害時後方医療機関の被災状況や重傷者の受入状況を確認し、迅速かつ的確に負傷者の搬送を行う。 <u>あわせて、県は、医療機関等に対し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への情報入力を定期的に呼び掛ける。</u>	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨 1-9-①>>
5 (略)	5 (略)	
第3 (略)	第3 (略)	
第4 医療救護活動	第4 医療救護活動	
1 救護部救護班の派遣及び医療救護所の設置・運営〔救護班健康班〕	1 救護部救護班の派遣及び医療救護所の設置・運営〔救護班健康班〕	
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	
(3) 他医療救護班の要請	(3) 他医療救護班の要請	
ア (略)	ア (略)	
イ 災害派遣医療チーム（DMAT）の要請	イ 災害派遣医療チーム（DMAT）、 <u>災害支援ナース等</u> の要請	富山県地域防災計画を

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>市は、大規模災害時において、市域内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、必要に応じて、県に対し災害派遣医療チームの派遣要請を依頼する。</p> <p>※災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team. 略称「DMAT（ディーマット）」）：災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受け、機動性を持つ医療チーム</p>	<p>市は、大規模災害時において、市域内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、必要に応じて、県に対し災害派遣医療チーム、<u>災害支援ナース等</u>の派遣要請を依頼する。</p> <p>※災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team. 略称「DMAT（ディーマット）」）：災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受け、機動性を持つ医療チーム</p> <p><u>※災害支援ナース：災害発生時における看護ニーズに迅速に対応できるよう、日本看護協会及び都道府県看護協会において養成されたナース。</u></p>	<p>踏まえて修正<<修正要旨 2-13-①>></p>
<p>ウ（略）</p>	<p>ウ（略）</p>	
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>エ その他の機関への要請</u> <u>市は、県と連携のうえ災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。</u></p>	<p>富山県地域防災計画、防災基本計画を踏まえて修正<<修正要旨 2-13-②>></p>
<p>(4)～(5)（略）</p>	<p>(4)～(5)（略）</p>	
<p>2～6（略）</p>	<p>2～6（略）</p>	
<p>第14節 都市施設の応急復旧対策 第1 公共土木施設等 1～3（略）</p>	<p>第14節 都市施設の応急復旧対策 第1 公共土木施設等 1～3（略）</p>	
<p>4 港湾・漁港〔道路河川班 農林水産班〕 市は、地震・津波災害により、水域施設、外かく施設、係留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、県及び関係機関が行う応急復旧措置に協力する。 特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象</p>	<p>4 港湾・漁港〔道路河川班 農林水産班〕 市は、地震・津波災害により、水域施設、外かく施設、係留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、県及び関係機関が行う応急復旧措置に協力する。 特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨 2-14-①>></p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められるもの。（国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。）</u></p>	
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>	
<p>第3 ライフライン施設 1 (略)</p>	<p>第3 ライフライン施設 1 (略)</p>	
<p>2 上水道施設の応急対策〔上下水道班〕 (1) (略)</p>	<p>2 上水道施設の応急対策〔上下水道班〕 (1) (略)</p>	
<p>(2) 応急復旧対応 上下水道部上下水道班は、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から応急給水拠点までの流れを優先して復旧する。次に、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を行えるよう努める。 復旧作業に当たっては、射水市管工事業協同組合との調整を行う。 また、被害が甚大な場合は、日本水道協会富山県支部に対し、近隣市町村からの応援を要請し、応急復旧等を受ける。 被災規模が広範囲に及ぶなど県内市町村での給水活動等が困難と予想される場合には、「日本水道協会中部地方支部災害時応援に関する協定」に基づき、日本水道協会富山県支部から他の県支部へ応援を要請し、県外市町村からの応急復旧等の応援を受ける。</p>	<p>(2) 応急復旧対応 上下水道部上下水道班は、<u>巡視等による</u>的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から応急給水拠点までの流れを優先して復旧する。次に、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を行えるよう努める。 復旧作業に当たっては、射水市管工事業協同組合との調整を行う。 また、被害が甚大な場合は、日本水道協会富山県支部に対し、近隣市町村からの応援を要請し、応急復旧等を受ける。 被災規模が広範囲に及ぶなど県内市町村での給水活動等が困難と予想される場合には、「日本水道協会中部地方支部災害時応援に関する協定」に基づき、日本水道協会富山県支部から他の県支部へ応援を要請し、県外市町村からの応急復旧等の応援を受ける。</p>	<p>防災基本計画を踏まえて修正</p>
<p>3 下水道施設の応急対策〔上下水道班〕 <u>(1) 応急復旧対応</u> 上下水道部上下水道班は、災害が発生した場合は、直ちに、下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧活動に当たっては、生活環境の不衛生化と水環</p>	<p>3 下水道施設の応急対策〔上下水道班〕 <u>巡視等に努めるとともに</u>災害が発生した場合は、直ちに、下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧活動に当たっては、</p>	<p>防災基本計画を踏まえて修正</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
境の悪化の防止に努める。	生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。	
ア～ウ（略）	ア～ウ（略）	
<u>(新設)</u>	<u>4 上下水道施設共通及び連携対策</u> <u>(1) 上下水道の連携</u> <u>発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システム基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。</u>	防災基本計画を踏まえて修正<<修正要旨 2-14-②>>
(2) 他部局との連携 応急復旧に当たっては、関係する他部局、機関と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る <u>特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、相互に復旧進ちよく状況を確認するなど整合性を保ちながら進める。</u>	(2) 他部局との連携 応急復旧に当たっては、関係する他部局、機関と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る <u>(削除)</u>	防災基本計画を踏まえて修正<<修正要旨 2-14-②>>
(3)（略）	(3)（略）	
第15節～17節（略）	第15節～17節（略）	
第18節 文教・保育対策 1 学校（園）における園児・児童・生徒の安全確保〔文教総務班 災害救助班 各学校（園）長〕 (1) 被災状況の把握 校（園）長は、在校（園）中に災害が発生した場合、第一に、園児・児童・生徒の安否確認を最優先とし、安全を確保した後、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握し、その結果について、文教部総務班、災害救助班に報告する。	第18節 文教・保育対策 1 学校（園）における園児・児童・生徒の安全確保〔文教総務班 災害救助班 各学校（園）長〕 (1) 被災状況の把握 校（園）長は、在校（園）中に災害が発生した場合、第一に、園児・児童・生徒の安否確認を最優先とし、安全を確保した後、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握し、その結果について、文教部総務班、災害救助班に報告する。 <u>また、児童生徒の安否情報は、事前に定めた方法により迅速に保護者と共有する。</u>	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨 1-16-②>>
(2)～(3)（略）	(2)～(3)（略）	
2～11（略）	2～11（略）	
第19節（略）	第19節（略）	
第20節 し尿及び廃棄物の収集処理 1～2（略）	第20節 し尿及び廃棄物の収集処理 1～2（略）	
3 災害廃棄物の処理〔 <u>住民衛生班</u> 動員班〕 災害発生時には、次のような災害廃棄物が発生するが、その処理については、環境面に配慮しながら、それぞれ次のように行う。	3 災害廃棄物の処理〔 <u>衛生班</u> 動員班〕 <u>市は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保（他用途（仮設住宅用地等）との優先順位に係る事前調整）や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみ</u>	組織体制を更新 富山県地域防災計画、 防災基本計

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
	<p><u>や仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制・役割分担、手順、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方（応援要請先、要請のタイミング、要請する内容、その他具体的な業務内容等）、住民やボランティアセンターへの周知方法等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、廃棄物発生量の推計根拠となる被災家屋棟数等の情報を収集する体制を検討するものとする。あわせて、関係者との意見交換や訓練、計画の見直しなどを定期的実施し、顔の見える関係づくりに努める。</u></p> <p><u>なお、災害発生時には、次のような災害廃棄物が発生するが、その処理については、県と連携したうえで速やかに住民・ボランティアセンター等に対し啓発・広報（災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法、解体・撤去の手続き等）を行い、環境面に配慮しながら、それぞれ次のように行う。</u></p>	<p>画を踏まえて修正<<修正要旨 2-20-①>></p>
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	
第21節～23節 (略)	第21節～23節 (略)	
<p>第24節 災害救援ボランティアとの連携</p> <p>大規模な地震・津波災害が発生したとき、被災地の復興には、行政機関及び防災関係機関、事業所・企業、住民の応急活動だけでは、対応が十分にはできないことが想定されるため、災害救援ボランティアの役割は非常に重要である。このためボランティアが被災現場で円滑に支援、救援等の活動を行うことができるよう体制の整備を図る。</p>	<p>第24節 災害救援ボランティアとの連携</p> <p>大規模な地震・津波災害が発生したとき、被災地の復興には、行政機関及び防災関係機関の応急活動だけでは、<u>対応が十分にはできないことが想定されるため、事業所・企業、住民が参加する</u>災害救援ボランティアの役割は非常に重要である。このためボランティアが被災現場で円滑に支援、救援等の活動を行うことができるよう体制の整備を図る。</p> <p><u>また、市は、内閣府、県及び関係団体等と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。災害救援ボランティアの受入れに際しては、その知識、技能等が活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動拠点を提供するなど、災害救援ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。特に、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。加えて、災害の状況及びボランティアの活動予定を</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨 2-24-①>></p> <p>用語の統一</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p>防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、<u>平常時</u>の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する必要がある。</p>	<p><u>踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</u> <u>これらの取り組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u> <u>さらに、</u>防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、<u>平時</u>の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する必要がある。</p>	
1～6 (略)	1～6 (略)	
第25節～26節 (略)	第25節～26節 (略)	
第27節 応急住宅対策	第27節 応急住宅対策	
1 応急仮設住宅の確保〔都市住宅班 商工観光班〕 (1) (略)	1 応急仮設住宅の確保〔都市住宅班 商工観光班〕 (1) (略)	
(2) 応急仮設住宅の建設 ア (略)	(2) 応急仮設住宅の建設 ア (略)	
<u>(新設)</u>	<p><u>イ 体制の確立</u> <u>市及び県は、富山県応急仮設住宅建設マニュアルを確認し、連絡及び建設に係る体制を確立する。</u></p>	富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨 2-27-①>>
<u>イ～ク</u> (略)	<u>ウ～ケ</u> (略)	
(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)	
2～3 (略)	2～3 (略)	
<p>4 広域一時滞在〔<u>総務班</u> 動員班 避難所班〕 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p>	<p>4 広域一時滞在〔<u>本部班</u> 動員班 避難所班〕 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 <u>その際、市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受</u></p>	組織体制を更新 防災基本計画を踏まえて修正<<修正要旨 2-27-②>>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
	<p><u>入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	
<p>第3章 災害復旧・復興対策計画 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保</p> <p>被害を受けた地域住民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講ずる。また、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じ、早期の生活安定を図る。</p> <p>また、これらによる被災者の自立的な生活再建の支援を早期に実施するため、市は、被災後、早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。</p>	<p>第3章 災害復旧・復興対策計画 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保</p> <p>被害を受けた地域住民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講ずる。また、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じ、早期の生活安定を図る。</p> <p>また、これらによる被災者の自立的な生活再建の支援を早期に実施するため、市は、被災後、早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。</p> <p><u>市は、内閣府、厚生労働省、県と連携のもと、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正<<修正要旨3-1-①>></p>
<p>1 生活相談〔広報班 各部各班〕 (1) 被災者の要望の把握</p> <p>市及び県は、被災者の要望把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、自治会・町内会、民生委員児童委員、災害救援ボランティア等との連携により、被災者の要望を集約する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p><u>更に</u>、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、要望の把握に当たる。</p> <p>また、市外へ避難した市民に対して、情報や支援・サービスの提供に努める。</p>	<p>1 生活相談〔広報班 各部各班〕 (1) 被災者の要望の把握</p> <p>市及び県は、被災者の要望把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、自治会・町内会、民生委員児童委員、災害救援ボランティア等との連携により、被災者の要望を集約する。その際、<u>被災者の要望を聞きとる体制を整備し</u>、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p><u>さらに</u>、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、要望の把握に当たる。</p> <p>また、市外へ避難した市民に対して、情報や支援・サービスの提供に努める。</p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正</p> <p>用語の統一</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第2編

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)	
<u>(新設)</u>	<u>(4) 総務省富山行政監視行政相談センターとの連絡・調整 市は、総務省富山行政監視行政相談センターが特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り協力する。</u>	富山県地域防災計画を踏まえて修正≪修正要旨3-1-②≫
2～8 (略)	2～8 (略)	
第2 (略)	第2 (略)	
第3 り災証明書の発行 1 発行機関〔税務班 住民衛生班 消防部〕 (1) り災証明書は、財務管理部税務班において、り災者台帳を作成し、発行する。 <u>ただし、災害対策本部が設置されている場合は、市民生活 部住民衛生班において、発行する。</u>	第3 り災証明書の発行 1 発行機関〔税務班 住民衛生班 消防部〕 (1) り災証明書は、財務管理部税務班において、り災者台帳を作成し、発行する。 <u>なお、台帳作成からり災証明書の発行まで、被災者生活再 建支援システムで一元管理し、迅速かつ確実に被災者への 交付処理を行う。</u>	災害対応検証を踏まえて修正≪修正要旨1-7-③、3-1-③≫
(2) (略)	(2) (略)	
2～3 (略)	2～3 (略)	
第2節～3節 (略)	第2節～3節 (略)	

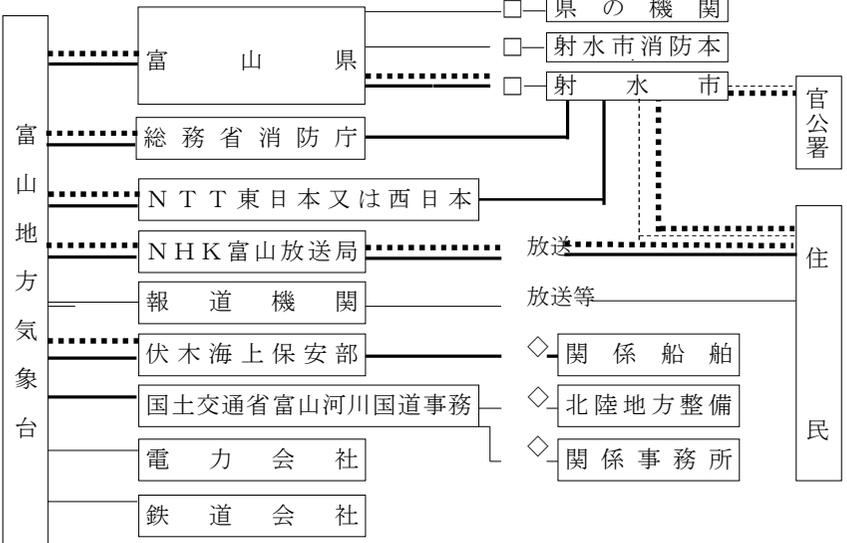
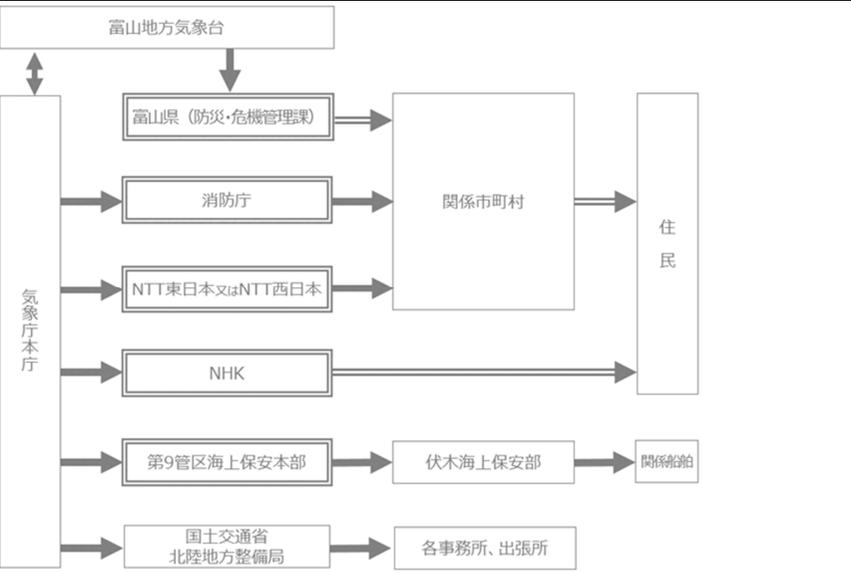
射水市地域防災計画 新旧対照表 第3編

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p style="text-align: center;">射水市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">「第3編 風水害対策編」</p> <p style="text-align: center;">射水市防災会議</p>	<p style="text-align: center;">射水市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">「第3編 風水害対策編」</p> <p style="text-align: center;">射水市防災会議</p>	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第3編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3編 風水害対策編 1章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり 1 (略)</p>	<p>第3編 風水害対策編 1章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり 1 (略)</p>	
<p>2 浸水想定区域等の周知〔都市整備部 財務管理部〕 (1) (略)</p>	<p>2 浸水想定区域等の周知〔都市整備部 財務管理部〕 (1) (略)</p>	
<p>(2) 浸水想定区域（資料編4－5参照） ア 洪水予報河川及び水位情報周知河川における水位等の情報及び伝達方法</p>	<p>(2) 浸水想定区域（資料編4－5参照） ア 洪水予報河川及び水位周知河川における水位等の情報及び伝達方法</p>	<p>富山県地域 防災計画を 踏まえて修 正</p>
<p>イ～ウ (略)</p>	<p>イ～ウ (略)</p>	
<p>3～6 (略)</p>	<p>3～6 (略)</p>	
<p>第2章 災害応急対策計画 第1節 (略)</p>	<p>第2章 災害応急対策計画 第1節 (略)</p>	
<p>第2節 風水害に関する情報の収集・伝達 第1 共通事項 1 情報の伝達〔広報班 総務班 消防部〕 【気象警報等の伝達系統】</p>	<p>第2節 風水害に関する情報の収集・伝達 第1 共通事項 1 情報の伝達〔広報班 本部班 消防部〕 【気象警報等の伝達系統】</p>	<p>組織体制を 更新 富山県地域 防災計画を 踏まえて修 正</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第3編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
 <p>(新設)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>凡例</p> <p>—— 法令（気象業務法等）による通知系統</p> <p>----- 法令（気象業務法等）による公衆等への周知依頼及び周知系統</p> <p>●●●●● 法令（気象業務法等）による特別警報発表時における、通知の義務または、周知の措置の義務</p> <p>—— 地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統</p> <p>△ 加入電話・FAX</p> <p>◇ 無線電話・FAX</p> <p>□ 富山県総合防災情報システム</p> </div>	 <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路</p> <p>(削除)</p>	
<p>【洪水予報、水防警報、避難判断水位・氾濫危険水位の到達情報の伝達系統】（略）</p>	<p>【洪水予報、水防警報、避難判断水位・氾濫危険水位の到達情報の伝達系統】（略）</p>	
<p>【土砂災害警戒情報の伝達系統】（略）</p>	<p>【土砂災害警戒情報の伝達系統】（略）</p>	
<p>第2 風水害に関する情報 1 情報の内容（略）</p>	<p>第2 風水害に関する情報 1 情報の内容（略）</p>	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第3編

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考												
(3) 異常現象等発見時の通報（略）		(3) 異常現象等発見時の通報（略）														
2 情報の入手先 【キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等】 キクル等の種類と概要		2 情報の入手先 【キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等】 キキクル等の種類と概要		富山県地域防災計画を踏まえて修正												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table>		種類	概要		(略)	(略)	流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table>		種類	概要	(略)	(略)	流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
種類	概要															
(略)	(略)															
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。															
種類	概要															
(略)	(略)															
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。															
3～5（略）		3～5（略）														
第3（略）		第3（略）														
第3節～27節（略）		第3節～27節（略）														
第3章（略）		第3章（略）														

射水市地域防災計画 新旧対照表 第4編

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p style="text-align: center;">射水市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">「第4編 雪害・事故災害等対策編」</p> <p style="text-align: center;">射水市防災会議</p>	<p style="text-align: center;">射水市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">「第4編 雪害・事故災害等対策編」</p> <p style="text-align: center;">射水市防災会議</p>	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第4編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4編 雪害・事故災害等対策編 第1章 雪害対策 第1節 災害予防 1 交通対策〔都市整備部 財務管理部〕 (1) (略)</p>	<p>第4編 雪害・事故災害等対策編 第1章 雪害対策 第1節 災害予防 1 交通対策〔都市整備部 財務管理部〕 (1) (略)</p>	
<p>(2) 道路交通対策 ア 雪に強い道路の整備 (ア)～(エ) (略)</p>	<p>(2) 道路交通対策 ア 雪に強い道路の整備 (ア)～(エ) (略)</p>	
<p><u>(オ) 流雪溝の整備</u> <u>市街地において道路や屋根雪等の処理が必要で、かつ地域の住民が管理運営を行える箇所については、流雪溝の整備を進める。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正</p>
<p><u>(カ)～(キ) (略)</u></p>	<p><u>(オ)～(カ) (略)</u></p>	
<p>イ 除雪用施設及び資機材の整備 市は、各路線や地域の実情に応じ除雪用施設及び資機材の整備を図る。 (ア) 除雪機械の整備 除雪機械は、各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう事業所・企業等における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立する。 また、安定的な除雪体制の維持のため、除雪機械を運転する除雪オペレーターの確保に努める。</p>	<p>イ 除雪用施設及び資機材の整備 市は、各路線や地域の実情に応じ除雪用施設及び資機材の整備を図る。 (ア) 除雪機械の整備 除雪機械は、各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう事業所・企業等における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立する。 また、安定的な除雪体制の維持のため、除雪機械を運転する除雪オペレーターの確保に努めるとともに<u>除雪車両の故障防止のため、定期的な点検と周期的な部品交換を行う。</u></p>	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修正</p>
<p>(イ)～(ウ) (略)</p>	<p>(イ)～(ウ) (略)</p>	
<p>ウ (略)</p>	<p>ウ (略)</p>	
<p>2 雪害予防〔都市整備部、財務管理部〕 (1)～(3) (略)</p>	<p>2 雪害予防〔都市整備部、財務管理部〕 (1)～(3) (略)</p>	
<p>(4) 相互応援体制の構築 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症</u>を含む</p>	<p>(4) 相互応援体制の構築 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や<u>資機材や装備品</u>等各種調整を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>あわせて、応援職員等の宿</u></p>	<p>富山県地域防災計画、防災基本計画を踏まえて修正</p>

射水市地域防災計画 新旧対照表 第4編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p>	<p><u>泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など、宿泊場所として活用可能な施設等の把握に努めるものとする。</u>その際、新型インフルエンザ等（指定感染症及び新感染症を含む。）を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p>	
<p>3～4（略）</p>	<p>3～4（略）</p>	
<p>第2節（略）</p>	<p>第2節（略）</p>	
<p>第2章 事故災害等対策 第1節 道路災害対策 第1（略） 第2 災害応急対策 1～3（略）</p>	<p>第2章 事故災害等対策 第1節 道路災害対策 第1（略） 第2 災害応急対策 1～3（略）</p>	
<p>4 関係機関の協力体制の確立〔道路河川班 総務班〕 (1) 市は、必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員、資材の運用に努める。 また、市は平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行う。 なお、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>	<p>4 関係機関の協力体制の確立〔道路河川班 本部班〕 (1) 市は、必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員、資材の運用に努める。 また、市は平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行う。<u>物資状況把握においては、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u> なお、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>	<p>組織体制を 更新 防災基本計画を踏まえて修正</p>
<p>(2)（略）</p>	<p>(2)（略）</p>	
<p>5～7（略）</p>	<p>5～7（略）</p>	
<p>第2節～5節（略）</p>	<p>第2節～5節（略）</p>	
<p>第6節 大規模火災対策 第1（略）</p>	<p>第6節 大規模火災対策 第1（略）</p>	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第4編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
第2 災害応急対策 1～2（略）	第2 災害応急対策 1～2（略）	
3 避難誘導活動〔各施設管理者 自主防災組織〕 (1) 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。	3 避難誘導活動〔各施設管理者 自主防災組織〕 (1) 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。 <u>特に要配慮者等に対しては、平時から避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成することにより、円滑に避難できる体制づくりに努める。</u>	防災基本計画を踏まえて修正
(2)（略）	(2)（略）	
4（略）	4（略）	
第7節（略）	第7節（略）	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第5編

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p style="text-align: center;">射水市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">「第5編 原子力災害対策編」</p> <p style="text-align: center;">射水市防災会議</p>	<p style="text-align: center;">射水市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">「第5編 原子力災害対策編」</p> <p style="text-align: center;">射水市防災会議</p>	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第5編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考								
<p>第5編 原子力災害対策編 第1章 総則 第1節～5節（略）</p>	<p>第5編 原子力災害対策編 第1章 総則 第1節～5節（略）</p>									
<p>第6節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 1（略）</p>	<p>第6節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 1（略）</p>									
<p>2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方 (1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。） ア 基本的な考え方 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国、地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする必要があり、緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表1のとおりである。（原子力災害対策指針より）また、同指針において全面緊急事態に至った場合の対応の流れは図1のとおり示されている。ただし、これらの事態は、ここに示されている順序のとおりに発生するものではなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることを想定する。 発電所において、緊急事態が発生した場合の対応は、概ね次のとおりである。</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p>	<p>2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方 (1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。） ア 基本的な考え方 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備（<u>避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等</u>）やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国、地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする必要があり、緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表1のとおりである。（原子力災害対策指針より）また、同指針において全面緊急事態に至った場合の対応の流れは図1のとおり示されている。ただし、これらの事態は、ここに示されている順序のとおりに発生するものではなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることを想定する。 発電所において、緊急事態が発生した場合の対応は、概ね次のとおりである。</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p>	<p>防災基本計画を踏まえて修正</p>								
<p>イ（略）</p>	<p>イ（略）</p>									
<p>(2)（略）</p>	<p>(2)（略）</p>									
<p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 1～7（略）</p>	<p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 1～7（略）</p>									
<p>8 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="181 1417 1016 1481"> <tr> <td>機関等の名称</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<p>8 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1077 1417 1912 1481"> <tr> <td>機関等の名称</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<p>富山県地域防災計画を踏まえて修</p>
機関等の名称	事務又は業務の大綱									
(略)	(略)									
機関等の名称	事務又は業務の大綱									
(略)	(略)									

射水市地域防災計画 新旧対照表 第5編

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)		備 考
大阪航空局 小松空港事務所	(1) <u>原子力災害時における富山空港の措置に関すること。</u> (2) 人員、応急物資等の空輸の利便確保に関すること。	大阪航空局 小松空港事務所	(1) <u>空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関すること。</u> (2) <u>(削除)</u>	正
(略)		(略)		
9～13 (略)		9～13 (略)		
第2章 原子力災害事前対策 第1節～2節 (略)		第2章 原子力災害事前対策 第1節～2節 (略)		
第3節 避難の受入れ活動体制の整備 1 (略)		第3節 避難の受入れ活動体制の整備 1 (略)		
2 指定避難所等の整備〔防災・資産管理課 各施設所管課〕 (1) 指定避難所等の整備 市は、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定し、住民への周知徹底に努める。 指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。 なお、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、 <u>新型コロナウイルス感染症</u> を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、 <u>平常時</u> から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討する。また、避難又は一時移転が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよ	2 指定避難所等の整備〔防災・資産管理課 各施設所管課〕 (1) 指定避難所等の整備 市は、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、 <u>要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</u> 指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。 なお、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、 <u>新型インフルエンザ等(指定感染症及び新感染症を含む。)</u> を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、 <u>平時</u> から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討する。また、避難又は一時移転が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人	富山県地域 防災計画を 踏まえて修 正 用語の統一		

射水市地域防災計画 新旧対照表 第5編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
う周知に努める。	の家等への分散避難も検討するよう周知に努める。	
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)	
3～7 (略)	3～7 (略)	
<p>8 避難所・避難方法等の周知〔防災・資産管理課 未来創造課〕</p> <p>市は、避難、避難退域時検査及び簡易除染、安定ヨウ素剤配付等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び北陸電力と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。</p>	<p>8 避難所・避難方法等の周知〔防災・資産管理課 未来創造課〕</p> <p>市は、避難、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリング、安定ヨウ素剤配付等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び北陸電力と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。</p>	防災基本計画を踏まえて修正
第4節～5節 (略)	第4節～5節 (略)	
第6節 救助・救急、防護資機材等の整備 1～3 (略)	第6節 救助・救急、防護資機材等の整備 1～3 (略)	
<p>4 物資の調達、供給活動体制の整備〔防災・資産管理課〕</p> <p>(1) 市は、国及び県と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合や、冬季には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点</p>	<p>4 物資の調達、供給活動体制の整備〔防災・資産管理課〕</p> <p>(1) 市は、国及び県と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合や、冬季には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に</p>	用語の統一 防災基本計画を踏まえて修正

射水市地域防災計画 新旧対照表 第5編

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																
<p>に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</p>	<p>に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。<u>備蓄状況については、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p>																																	
(2) (略)	(2) (略)																																	
第7節～13節 (略)	第7節～13節 (略)																																	
第3章 原子力災害応急対策 第1節 (略)	第3章 原子力災害応急対策 第1節 (略)																																	
第2節 活動体制の確立 1 市の活動体制〔全部局〕 (1)～(2) (略)	第2節 活動体制の確立 1 市の活動体制〔全部局〕 (1)～(2) (略)																																	
<table border="1" data-bbox="174 810 1010 1492"> <thead> <tr> <th>部名 (上段)部長 (下段)次長</th> <th>班名 (班長担当職)</th> <th>構成員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画管理部 (企画管理部長) (企画管理部次長)</td> <td>避難所班 (政策推進課長)</td> <td>政策推進課長 同職員</td> <td>(1) 災害対策本部長及び副本部長の秘書に関すること。 (2) 避難所の統括に関すること。 <u>(3) 外国人対策に関すること。</u> <u>(4) 部内の連絡調整に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>財務管理部 (財務管理部長) (財務管理</td> <td>総務班 (防災・資産管理課長)</td> <td>防災・資産管理課長 同職員 議事調査課長</td> <td>(1) 災害対策本部の庶務に関すること。 (2) 本部員会議に関すること。 (3) 発電所及び原子力災害の状況把握に関すること。 <u>(4) 気象情報の接受及び通報に関するこ</u></td> </tr> </tbody> </table>	部名 (上段)部長 (下段)次長	班名 (班長担当職)	構成員	分掌事務	企画管理部 (企画管理部長) (企画管理部次長)	避難所班 (政策推進課長)	政策推進課長 同職員	(1) 災害対策本部長及び副本部長の秘書に関すること。 (2) 避難所の統括に関すること。 <u>(3) 外国人対策に関すること。</u> <u>(4) 部内の連絡調整に関すること。</u>		(略)	(略)	(略)	財務管理部 (財務管理部長) (財務管理	総務班 (防災・資産管理課長)	防災・資産管理課長 同職員 議事調査課長	(1) 災害対策本部の庶務に関すること。 (2) 本部員会議に関すること。 (3) 発電所及び原子力災害の状況把握に関すること。 <u>(4) 気象情報の接受及び通報に関するこ</u>	<table border="1" data-bbox="1068 810 1904 1492"> <thead> <tr> <th>部名 (上段)部長 (下段)次長</th> <th>班名 (班長担当職)</th> <th>構成員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画管理部 (企画管理部長) (政策統括監) (企画管理部次長)</td> <td>避難所班 (政策推進課長)</td> <td>政策推進課長 同職員</td> <td>(1) 災害対策本部長及び副本部長の秘書に関すること。 (2) 避難所の統括に関すること。 <u>(削除)</u> (3) 部内の連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>財務管理部 (財務管理部長、議事事務局)</td> <td>本部班 (防災・資産管理課長)</td> <td>防災・資産管理課長 同職員 議事調査課長</td> <td>(1) 災害対策本部の庶務に関すること。 (2) 本部員会議に関すること。 (3) 発電所及び原子力災害の状況把握に関すること。 <u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	部名 (上段)部長 (下段)次長	班名 (班長担当職)	構成員	分掌事務	企画管理部 (企画管理部長) (政策統括監) (企画管理部次長)	避難所班 (政策推進課長)	政策推進課長 同職員	(1) 災害対策本部長及び副本部長の秘書に関すること。 (2) 避難所の統括に関すること。 <u>(削除)</u> (3) 部内の連絡調整に関すること。		(略)	(略)	(略)	財務管理部 (財務管理部長、議事事務局)	本部班 (防災・資産管理課長)	防災・資産管理課長 同職員 議事調査課長	(1) 災害対策本部の庶務に関すること。 (2) 本部員会議に関すること。 (3) 発電所及び原子力災害の状況把握に関すること。 <u>(削除)</u>	組織体制を更新
部名 (上段)部長 (下段)次長	班名 (班長担当職)	構成員	分掌事務																															
企画管理部 (企画管理部長) (企画管理部次長)	避難所班 (政策推進課長)	政策推進課長 同職員	(1) 災害対策本部長及び副本部長の秘書に関すること。 (2) 避難所の統括に関すること。 <u>(3) 外国人対策に関すること。</u> <u>(4) 部内の連絡調整に関すること。</u>																															
	(略)	(略)	(略)																															
財務管理部 (財務管理部長) (財務管理	総務班 (防災・資産管理課長)	防災・資産管理課長 同職員 議事調査課長	(1) 災害対策本部の庶務に関すること。 (2) 本部員会議に関すること。 (3) 発電所及び原子力災害の状況把握に関すること。 <u>(4) 気象情報の接受及び通報に関するこ</u>																															
部名 (上段)部長 (下段)次長	班名 (班長担当職)	構成員	分掌事務																															
企画管理部 (企画管理部長) (政策統括監) (企画管理部次長)	避難所班 (政策推進課長)	政策推進課長 同職員	(1) 災害対策本部長及び副本部長の秘書に関すること。 (2) 避難所の統括に関すること。 <u>(削除)</u> (3) 部内の連絡調整に関すること。																															
	(略)	(略)	(略)																															
財務管理部 (財務管理部長、議事事務局)	本部班 (防災・資産管理課長)	防災・資産管理課長 同職員 議事調査課長	(1) 災害対策本部の庶務に関すること。 (2) 本部員会議に関すること。 (3) 発電所及び原子力災害の状況把握に関すること。 <u>(削除)</u>																															

射水市地域防災計画 新旧対照表 第5編

現行地域防災計画				修正案（変更部分のみ記載）				備考
部次長、危機管理監、議会事務局次長、会計管理者、議会事務局次長、監査委員事務局次長、財務管理部次長	同職員 監査委員 事務局次長 同職員	と。 (5) 住民の避難指示に関する事 (6) 県との連絡調整に関する事 (7) 各部との連絡調整に関する事 (8) 市議会との連絡に関する事 <u>(9) 災害対策本部の設置に関する、通信機器等、必要資機材の調達に関する事。</u> (10) 他市町村との災害応援協定に関する事。 (11) 自衛隊の出動要請に関する事。 <u>(12) 物資の輸送に関する事。</u> (13) 市有財産の被害調査の取りまとめに関する事。 (14) 市有財産の保全に関する事。 (15) 市有自動車の配車計画その他各部において必要な車両の調達に関する事。 (16) 物品の取得、管理及び処分に関する事。 <u>(17) 通信機器等、必要資機材の調達に関する事。</u> (18) その他各部各班に属しないこと。 (19) 部内の連絡調整に関する事。	(財務管理 部次長、危機管理監、 会計管理者、議会事務局次長、 監査委員事務局次長)	同職員 監査委員 事務局次長 同職員	<u>(4) 防災行政無線に関する事。</u> (5) 住民の避難指示に関する事。 (6) 県との連絡調整に関する事。 (7) 各部との連絡調整に関する事。 (8) 市議会との連絡に関する事 <u>(削除)</u> (9) 他市町村との災害応援協定に関する事。 (10) 自衛隊の出動要請に関する事。 <u>(削除)</u> (11) 市有財産の被害調査の取りまとめに関する事。 (12) 市有財産の保全に関する事。 (13) 市有自動車の配車計画その他各部において必要な車両の調達に関する事。 (14) 物品の取得、管理及び処分に関する事。 <u>(削除)</u> (15) その他各部各班に属しないこと。 (16) 部内の連絡調整に関する事。			
	<u>(新設)</u>			総務班 (総務課長)	総務課長 同職員 公共施設マネジメント推進課長 同職員	<u>(1) 物資の輸送に関する事。</u> <u>(2) 職員の食糧の確保に関する事。</u> <u>(3) 通信機器等、必要資機材の維持管理・調達に関する事。</u>		
	物資配分班 (財政課長)	財政課長 同職員	(1) 災害対策用物資の購入等の <u>契約</u> に関する事。	物資配分班 (財政課長)	財政課長 同職員	(1) 災害対策用物資の購入 <u>(削除)</u> に関する事。		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

射水市地域防災計画 新旧対照表 第5編

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)				備 考
市民生活部 (市民生活部長) (市民生活部次長)	住民衛生 支援班 (市民課長)	市民課長 同職員 地区センター長 同職員 市民活躍・文化課長 同職員 生活安全課長 同職員 環境課長 同職員 クリーンピア射水所長 同職員 ミライク ル館所長 同職員 衛生センター所長 同職員 野手埋立処分所長 同職員	<u>(1) 防災行政無線に関すること。</u> <u>(2) 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関すること。</u> <u>(3) 災害時の住民相談に関すること。</u> <u>(4) 生活環境対策の総括に関すること。</u> <u>(5) 災害時の廃棄物の処理対策に関すること。</u> <u>(6) 放射性物質の付着した廃棄物(廃棄物処理法の対象となる廃棄物に限る。)の処分に関すること。</u> <u>(7) 緊急時モニタリングへの協力に関すること。</u> <u>(8) 避難退域時検査体制に関すること。</u> <u>(9) 飲食物の摂取制限の指示に関すること。</u> <u>(10) 家庭動物等の保護に関すること。</u> <u>(11) 部内の連絡調整に関すること。</u>	市民生活部 (市民生活部長) (市民生活部次長)	住民支援班 (市民活躍・文化課長)	市民課長 同職員 地区センター長 同職員 市民活躍・文化課長 同職員 生活安全課長 同職員 <u>(削除)</u>	<u>(削除)</u> <u>(1) 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関すること。</u> <u>(2) 災害時の住民相談に関すること。</u> <u>(削除)</u> <u>(3) 飲食物の摂取制限の指示に関すること。</u> <u>(削除)</u> <u>(4) 外国人対策に関すること。</u> <u>(5) 部内の連絡調整に関すること。</u>	
	<u>(新設)</u>		衛生班 (環境課長)		環境課長 同職員 クリーンピア射水所長 同職員 ミライク	<u>(1) 生活環境対策の総括に関すること。</u> <u>(2) 災害時の廃棄物の処理対策に関すること。</u> <u>(3) 放射性物質の付着した廃棄物(廃棄物処理法の対象となる廃棄物に限る。)の処分に関すること。</u> <u>(4) 緊急時モニタリングへの協力に関する</u>		

射水市地域防災計画 新旧対照表 第5編

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)				備 考
						<p>ル館所長 同職員 衛生セン ター所長 同職員 野手埋立 処分所長 同職員</p>	<p>こと。 (5) 避難退域時検査体制に関すること。 (6) 家庭動物等の保護に関すること。</p>	
福 祉 保 健 部 (福祉保健 部長) (福祉保健 部参事) (福祉保健 部次長) (福祉保健 部政策調 整監)	災害救助 班 (地域福 祉課長)	地域福祉 課長 同職員 社会福祉 課長 同職員 介護保険 課長 同職員 保険年金 課長 同職員 子育て支 援課長 同職員 こども福 祉課長 同職員	<p>(1) 災害救助活動の総括に関すること。 (2) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の安全確保、支援体制の整備及び保護に関すること。 (3) <u>園児、児童及び教職員の避難指示に関すること。</u> (4) 高齢者福祉施設等の原子力災害対策に関すること。 (5) 障害福祉施設の原子力災害対策に関すること。 (6) 児童福祉施設の原子力災害に関すること。 (7) 災害救援ボランティアに関すること。 (8) 義援金品に関すること。 (9) 部内の連絡調整に関すること。</p>	福 祉 保 健 部 (福祉保健 部長) (福祉保健 部次長) (福祉保健 部政策調 整監)	災害救助 班 (地域福 祉課長)	地域福祉 課長 同職員 社会福祉 課長 同職員 介護保険 課長 同職員 保険年金 課長 同職員 <u>(削除)</u>	<p>(1) 災害救助活動の総括に関すること。 (2) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の安全確保、支援体制の整備及び保護に関すること。 <u>(削除)</u> (3) 高齢者福祉施設等の原子力災害対策に関すること。 (4) 障害福祉施設の原子力災害対策に関すること。 (5) 児童福祉施設の原子力災害に関すること。 (6) 災害救援ボランティアに関すること。 (7) 義援金品に関すること。 (8) 部内の連絡調整に関すること。</p>	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>			<u>こども家 庭部</u> <u>(こども家 庭部長)</u> <u>(こども家 庭部次長)</u>	<u>こども支 援班</u> <u>(子育て 支 援 課 長)</u>	<u>子 育 て 支 援課長</u> <u>同職員</u> <u>こども福 祉課長</u> <u>同職員</u>	<p>(1) <u>園児、児童及び教職員の避難指示に関すること。</u> (2) <u>乳幼児等の要配慮者の安全確保、支援体制の整備及び保護に関すること。</u> (3) <u>部内の連絡調整に関すること。</u></p>	
	<u>(新設)</u>			健康班	<u>こども福</u>	<u>こども福</u>	(1) <u>住民の健康維持、保健衛生に関するこ</u>	

射水市地域防災計画 新旧対照表 第5編

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)				備 考
					(こども 福 社 課 長)	社課長 同職員	と。 (2) 避難退域時検査体制に関すること。 (3) 安定ヨウ素剤に関すること。 (4) 被ばくに係る長期の健康調査に関する こと。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
2 (略)				2 (略)				
3 防災業務関係者の安全確保〔動員班〕 市は、国が原子力災害対策本部に設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染を推進する。 さらに、応急対策を行う職員等の安全確保のため、県と相互に密接な情報交換を行う。				3 防災業務関係者の安全確保〔動員班〕 市は、国が原子力災害対策本部に設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染を推進する。 さらに、応急対策を行う職員等の <u>健康管理等を徹底するもの</u> とし、安全確保のため、県と相互に密接な情報交換を行う。				防災基本計画を踏まえて修正
第3節 (略)				第3節 (略)				
第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動 1～8 (略)				第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動 1～8 (略)				
9 要配慮者への配慮〔災害救助班〕 (1) 要配慮者への配慮 ア (略)				9 要配慮者への配慮〔災害救助班〕 (1) 要配慮者への配慮 ア (略)				
イ 要配慮者の生活支援 (ア)～(イ) 略				イ 要配慮者の生活支援 (ア)～(イ) 略略				
(ウ) 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備 市は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用による支援体制を整備する。				(ウ) 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備 市は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティア、 <u>ラジオ、テレビ(字幕・手話・解説放送)、ホワイトボード、遠隔通訳サービス(手話・文字チャット)</u> 等の活用による支援体制を整備する。				富山県地域防災計画を踏まえて修正
(エ) 略				(エ) 略				
(2)～(3) (略)				(2)～(3) (略)				
10～11 (略)				10～11 (略)				
12 飲食物、生活必需品等の供給〔 <u>総務班</u> 農林水産班 物				12 飲食物、生活必需品等の供給〔 <u>本部班</u> 農林水産班 物				防災基本計

射水市地域防災計画 新旧対照表 第5編

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>資配分班 動員班 出納班 税務班 自主防災組織]</p> <p>(1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行なえるよう、その備蓄する物資、資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。</p> <p>また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮する。</p>	<p>資配分班 動員班 出納班 税務班 自主防災組織]</p> <p>(1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行なえるよう、その備蓄する物資、資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。<u>物資の備蓄状況については、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p>また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮する。</p>	<p>画を踏まえて修正</p>
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)	
第5節～11節 (略)	第5節～11節 (略)	
第4章 (略)	第4章 (略)	